

豊郷町
第3次障がい者基本計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

豊郷町

もくじ

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定の概要.....	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 障がい福祉制度の国の動向.....	3
3. 計画の位置付け.....	4
4. 計画の期間.....	5
第2章 障がいのある人の現状.....	6
1. 統計からみる現状.....	6
2. アンケート調査結果からみる現状.....	11
3. ヒアリング調査結果.....	22
4. 現計画の成果と課題.....	26
第2部 豊郷町第3次障がい者基本計画.....	27
第1章 計画の基本的な考え方.....	28
1. 基本理念.....	28
2. 基本方針.....	29
3. 重点課題.....	31
4. 施策体系.....	39
第2章 障がい者施策の推進.....	40
1. とともに理解し合い、支え合うための広報・啓発の推進.....	40
2. 住み慣れた地域で自立して生活できる支援の充実.....	43
3. 自分らしくいきいきと育つ療育・教育体制の充実.....	49
4. 社会参加の促進.....	52
5. 安心して快適に暮らせる基盤づくりの促進.....	55
第3部 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画.....	61
第1章 計画の基本的な考え方.....	62
1. 障がい福祉サービスの提供についての考え方.....	62
2. 障がい児福祉サービスの提供についての考え方.....	63
第2章 本計画期間中の成果目標.....	64
1. 平成32年度末までの成果目標.....	64
第3章 本計画における見込量と整備方針.....	67
1. 障がい福祉サービスの実績と見込量.....	67
2. 地域生活支援事業の実績と見込量.....	76
3. 障がい児福祉サービスの実績と見込量.....	86
4. 保育施設等における障がい児入所者数の見込量.....	88
5. 町独自の事業.....	89

第4章 計画の推進にあたって	90
1. 計画の総合的な推進体制.....	90
2. 計画の進行管理.....	91
資料編	93
1. 用語集	94
2. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会設置要綱.....	96
3. 策定経過	98
4. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会委員名簿.....	99

※「障害」「障がい」の表記について

本計画においては、「障がい」の表記を基本とし、団体名などの固有名詞、医学用語・学術用語等の専門用語、他の文書・法令等を引用する場合、サービスや手帳の種類など法制度によって名称が定められている場合は「障害」を使用しています。

第 1 部 総 論

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

豊郷町（以下、本町という）では、平成18年3月に「障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、「だれもがいきいき、豊かに暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に、障がい者施策を進めてきました。障がい者基本計画は平成24年に第2次計画へと改定し、「障がい福祉計画」も国の施策を反映して3度にわたる改定を行ってきました。

この間、平成18年（2006年）12月に第61回国連総会において「障害者権利条約」が採択され、これを契機とした国内法の整備・改正が行われるなど、障がい者支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。平成23年の「障害者基本法*」の大幅な改正においては、「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障がい者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。

また、障がいのある人について、「個人の機能障がいに原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁*」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に転換し、共生社会の実現は社会全体の課題とされています。

さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年4月施行）が制定され、障がいのある人への差別的な取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づけています。また、平成28年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、市町村に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保する方策などを定めた「障がい児福祉計画」を策定することとされました。

一方で、地域社会に目を向ければ、障がいの有無にかかわらずだれもが安心して暮らせる共生社会の実現には、まだ多くの課題があります。「だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる安心と共生のまちづくり」の実現に向け、国内外の動向や本町の現状、施策の課題を踏まえ、「豊郷町第3次障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

2. 障がい福祉制度の国の動向

平成 18 年に国連総会で「障害者権利条約」が採択され、我が国では平成 19 年に署名するとともに、条約批准に向けて国内法の整備が進められました。平成 23 年には「障害者基本法」が大幅に改正され、平成 23 年には「障害者虐待防止法*」、平成 24 年に「障害者総合支援法*」が成立しました。平成 25 年には、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が成立し、これらの国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」が批准されました。

さらに、平成 28 年には「障害者総合支援法」並びに「児童福祉法」が改正され、市町村に対して障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。平成 28 年には発達障害者支援法が改正され、乳幼児から高齢期まで切れ目のない支援を行うことや発達障がい*について社会全体が理解を深め、支えることなどが定められました。また、平成 28 年には、成年後見制度の利用を推進し、認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、意思に基づいた生活を支援することなどを目的とする「成年後見制度利用促進法」も制定されました。

関連法の動向

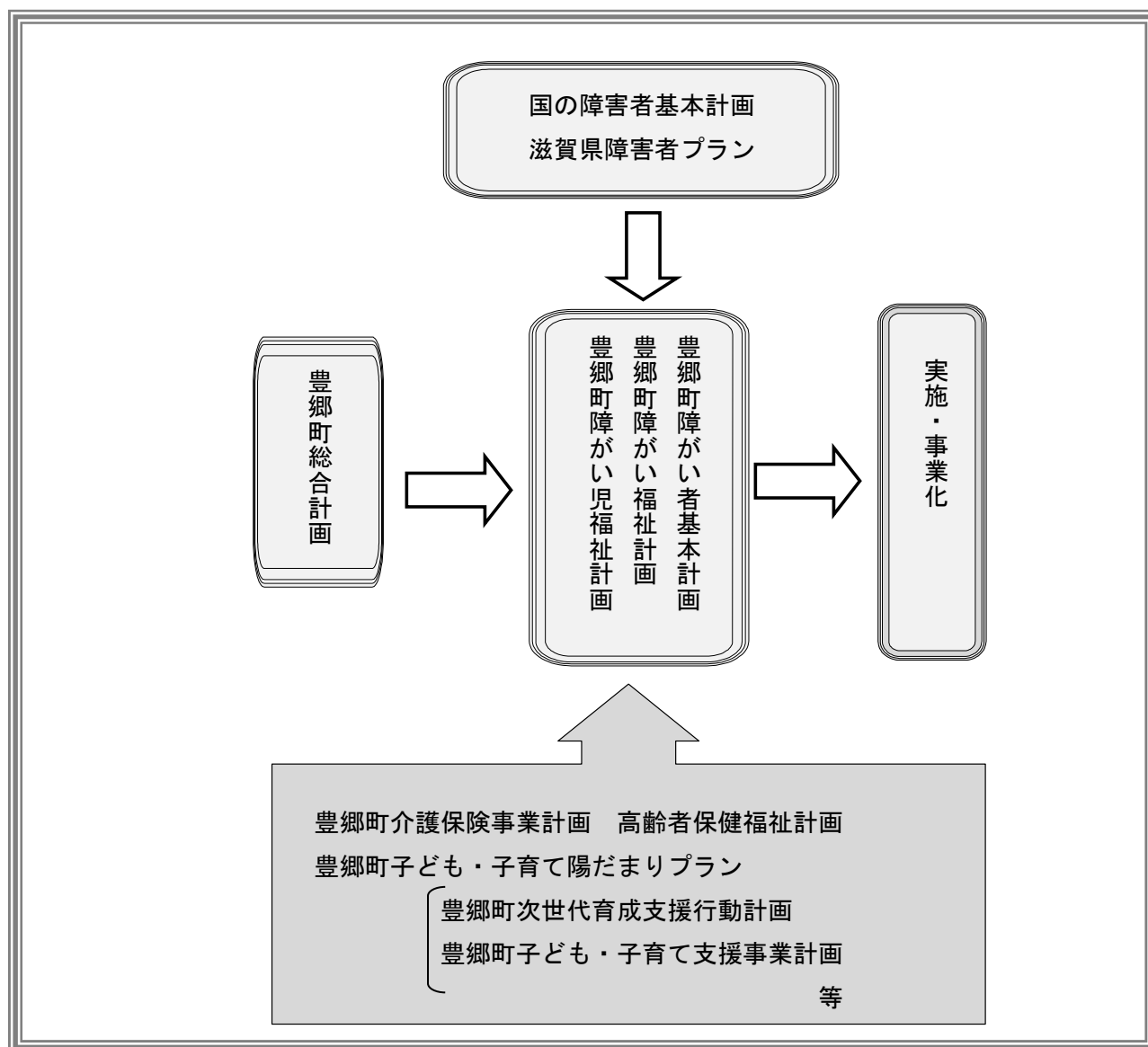
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法 施行
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法 施行（一部は平成 26 年 4 月施行） 障害者優先調達推進法* 施行
平成 25 年 6 月	成年被後見人の選挙権の回復のための公職選挙法等の一部を改正する法律 施行 障害者雇用促進法 改正
平成 26 年 4 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行
平成 27 年 1 月	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法 施行
平成 28 年 5 月	成年後見制度利用促進法 施行
平成 28 年 6 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 公布（平成 30 年 4 月施行）
平成 28 年 8 月	発達障害者支援法の一部を改正する法律 施行
平成 30 年 4 月	改正障害者総合支援法 施行 改正児童福祉法改正 施行 障害者の雇用を促進等に関する法律の一部を改正する法律 施行

3. 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「第3次障がい者基本計画」と、「障害者総合支援法」第88条に基づく「第5期障がい福祉計画」、「児童福祉法」第33条20に基づく「第1期障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。「障がい福祉計画（第5期）」並びに「障がい児福祉計画」については、障がい福祉サービス提供の目標値を掲載します。

計画の内容については国の「障害者基本計画」及び県の「障害者福祉しがプラン」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等の計画及び条例等を踏まえたものとしします。

また、本計画は「豊郷町総合計画」を上位計画とするとともに、「豊郷町介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画」「豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」等との整合性にも視点をおきながら、総合的な施策の展開を推進します。



4. 計画の期間

本計画は、平成 29 年度までの「第 2 次障害者基本計画」、及び「第 4 期障害福祉計画」の実績を踏まえ、数値目標等を修正し策定しています。

「第 3 次障がい者基本計画」の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」の期間は、国の方針で平成 30 年度から 32 年度の 3 年間となっています。なお、期間中であっても、法改正や国の指針等の見直しがあれば、計画を見直す可能性もあります。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
第 2 次障害者基本計画											
						第 3 次障害者基本計画 (本計画)					
第 3 期障害福祉計画			第 4 期障害福祉計画								
						第 5 期障害福祉計画 (本計画)			第 6 期障害福祉計画		
						第 1 期障害児福祉計画 (本計画)			第 2 期障害児福祉計画		

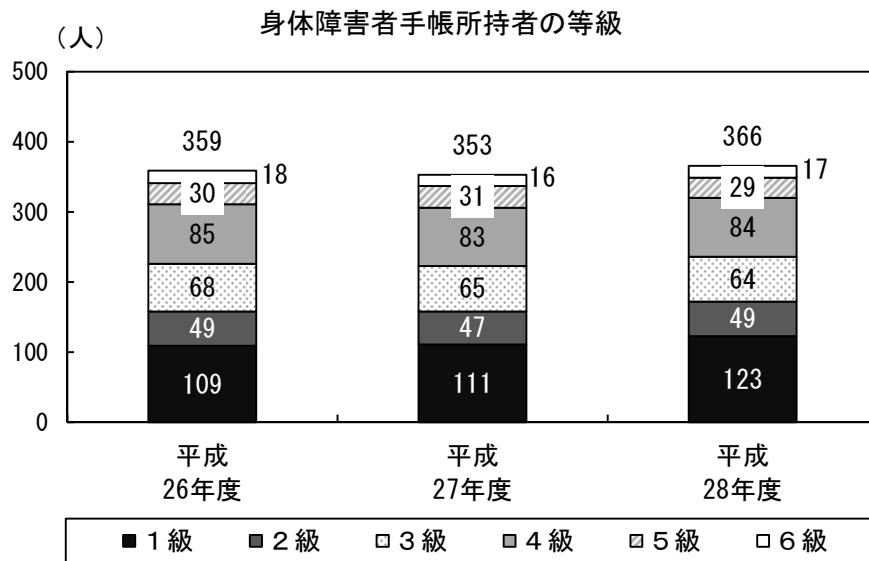
第2章 障がいのある人の現状

1. 統計からみる現状

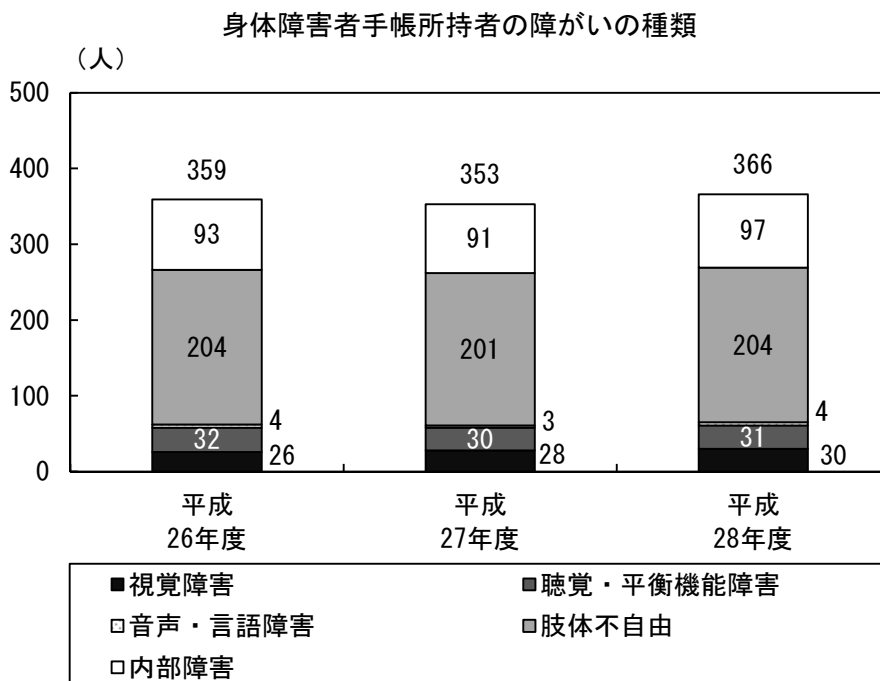
(1) 身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別）

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成28年度は平成26年度よりも7人増加しています。いずれの年度も「1級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」となっています。「1級」は増加傾向にあります。

障がいの種類別構成比からみると、肢体不自由の人が最も多く、次に内部障がいがある人が多い状況となっています。



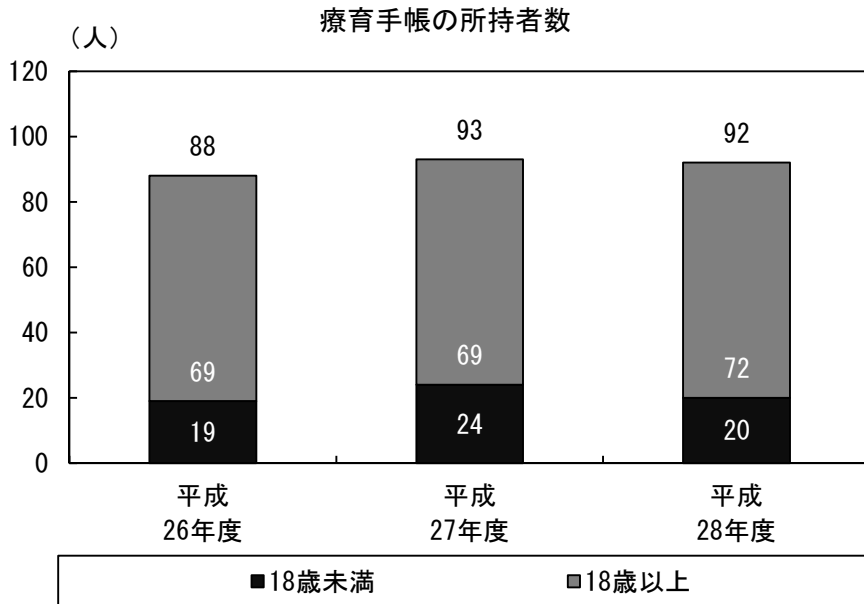
(資料：保健福祉課)



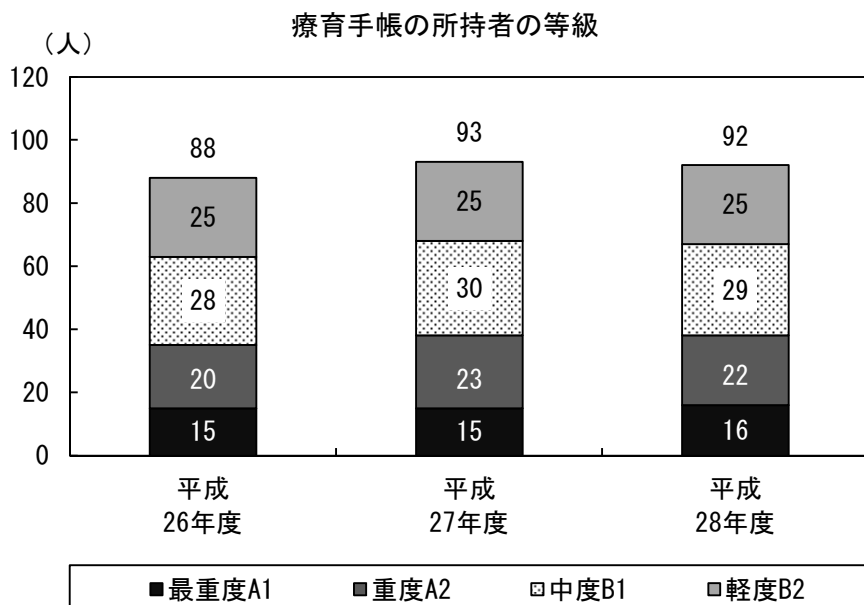
(資料：保健福祉課)

(2) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、平成 28 年度は 92 人で、平成 26 年度より 4 人増えていますが、平成 27 年度からは 1 人減少しています。療育手帳所持者の等級は、いずれの年度も「中度 B 1」が最も多く、次いで「軽度 B 2」、「重度 A 2」、「最重度 A 1」となっています。



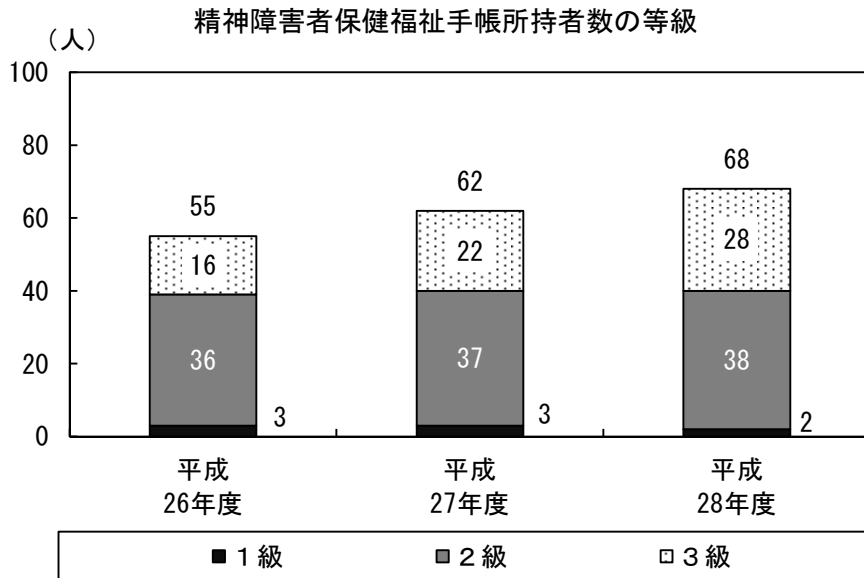
(資料：保健福祉課)



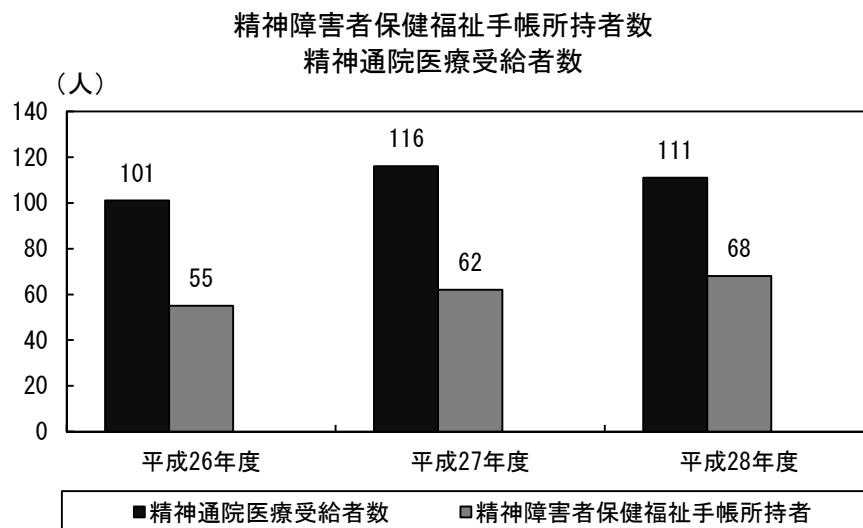
(資料：保健福祉課)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、やや減少傾向となっています。等級別では、いずれの年度も「2級」が最も多く、次いで「3級」、「1級」となっています。精神通院医療受給者数は、平成27年度は116人でしたが、平成28年度は111人に減少しています。



(資料：保健福祉課)



(資料：保健福祉課)

(4) 高齢の障がいのある人の状況

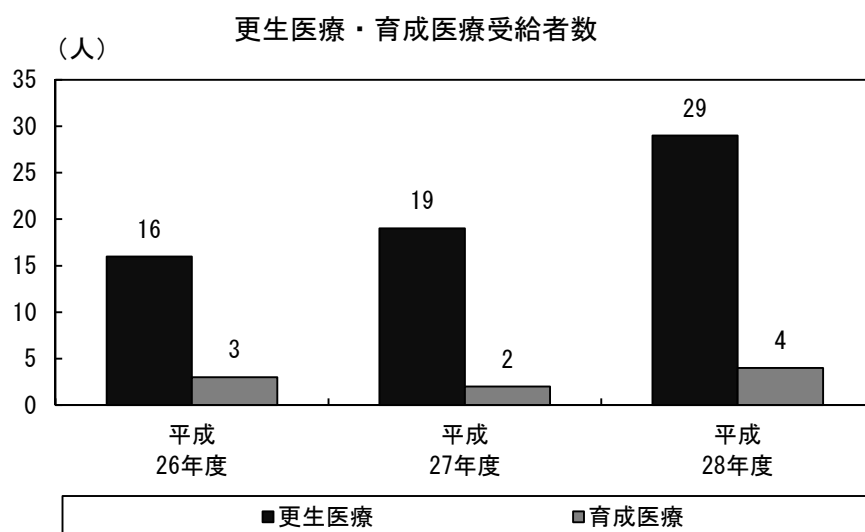
各手帳所持者のうちで高齢の障がいのある人の状況については、身体障害者手帳所持者では70.5%、療育手帳所持者では24.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では25.8%となっています。

手帳の種類	年齢	人数	割合
身体障害者手帳	65歳以上	265人	70.5%
療育手帳	60歳以上	22人	24.7%
精神障害者保健福祉手帳	65歳以上	17人	25.8%

資料：滋賀県障害者手帳照会システムより（平成30年1月31日現在）

(5) 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数の推移

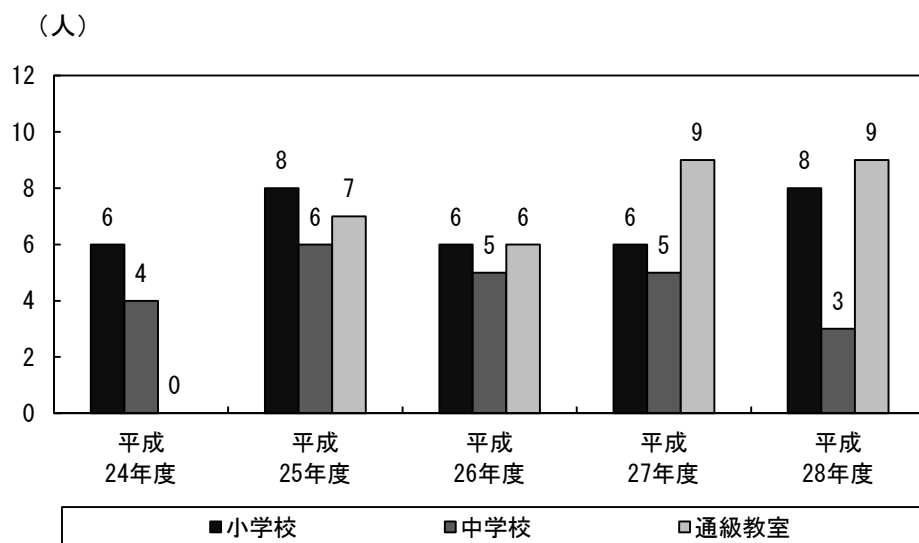
平成28年度の更生医療の受給者数は29人で、平成26年度に比べて13人増加しています。育成医療の受給者数は2～4人で推移しています。



(資料：保健福祉課)

(6) 障がいのある児童・生徒の状況

平成 28 年度の障がいのある児童・生徒は、小学校で 8 人、中学校で 3 人となっています。平成 24 年度に比べて小学校は 2 人増加していますが、中学校は 1 人減少しています。平成 28 年度の通級学級の児童・生徒は 9 人となっています。



(資料：保健福祉課)

※通級教室とは、小中学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童に対して、障がいの内容に応じて個別に指導を行う教育形態です。

2. アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の目的

障がいのある方の福祉に関するアンケート調査は、本計画を策定するにあたり、障がいのある方の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：豊郷町全域
- 調査期間：平成29年9月11日（月）～平成29年9月25日（月）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査対象者：身体障害者手帳所持者
療育手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者

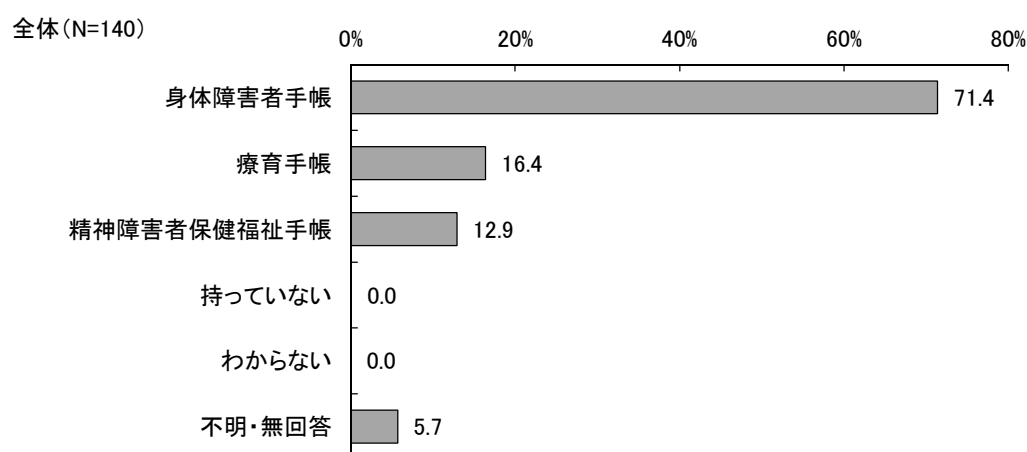
調査対象者数（配布数）	有効回答数	有効回答率
300件	140件	46.7%

(3) 調査結果

①手帳所持者の状況

アンケートの回答者が持っている手帳の種類については、「身体障害者手帳」が71.4%（100件）、「療育手帳」が16.4%（23件）、「精神障害者保健福祉手帳」が12.9%（18件）となっています【グラフ1】。

【グラフ1】持っている手帳の種類



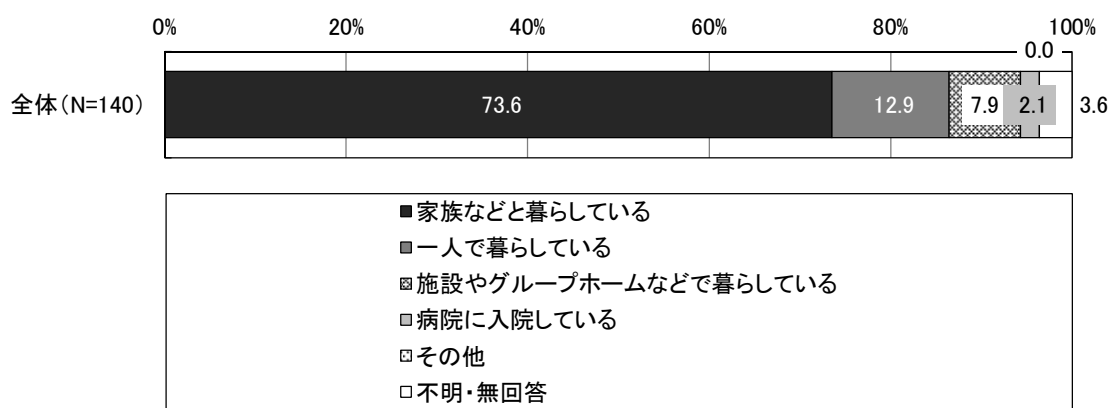
②現在の生活について

一緒に暮らしている人については、「家族など」が7割以上となっていますが、「一人で暮らしている」も12.9%、「施設やグループホームなどで暮らしている」が7.9%となっています【グラフ2】。一緒に暮らしている家族は「親（兄弟姉妹を含む）」が28.2%、「配偶者」が24.3%となっています【グラフ3】。

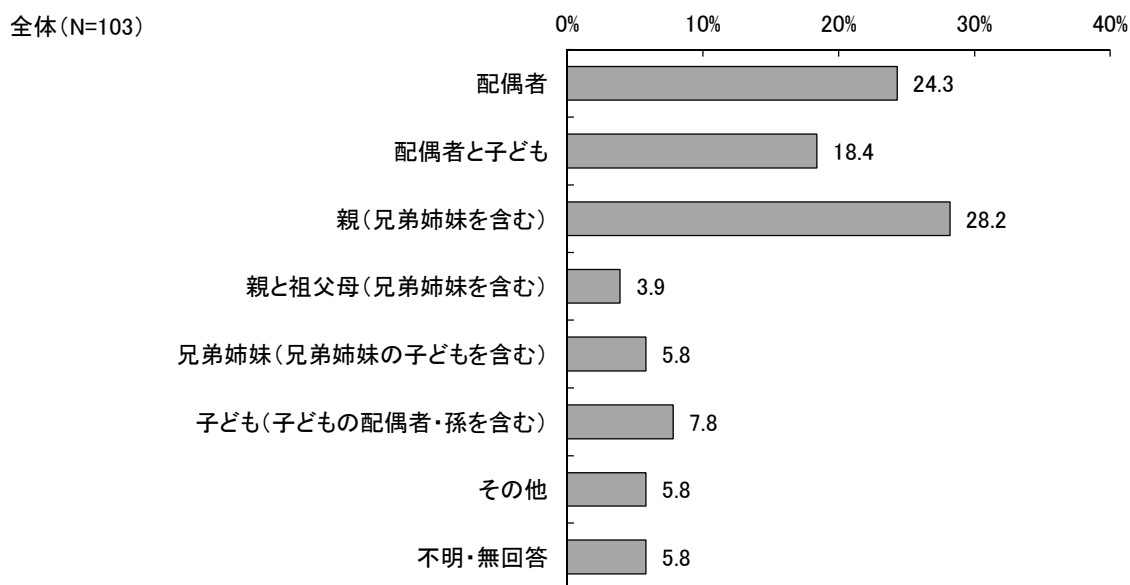
介助者については、「必要としない」を除くと、「母親」が最も多く、次いで「配偶者」となっています【グラフ4】。困ったことを相談する相手については、6割以上が「家族や親せき」と回答し、「役場や行政の相談窓口」は7.9%、「相談支援事業所の民間の相談窓口」はゼロで、「相談する人はいない」も3.6%となっています【グラフ5】。

収入については、「その他の年金・手当」が29.3%、「障害基礎年金」が28.6%と、いずれも3割近くとなっています【グラフ6】。

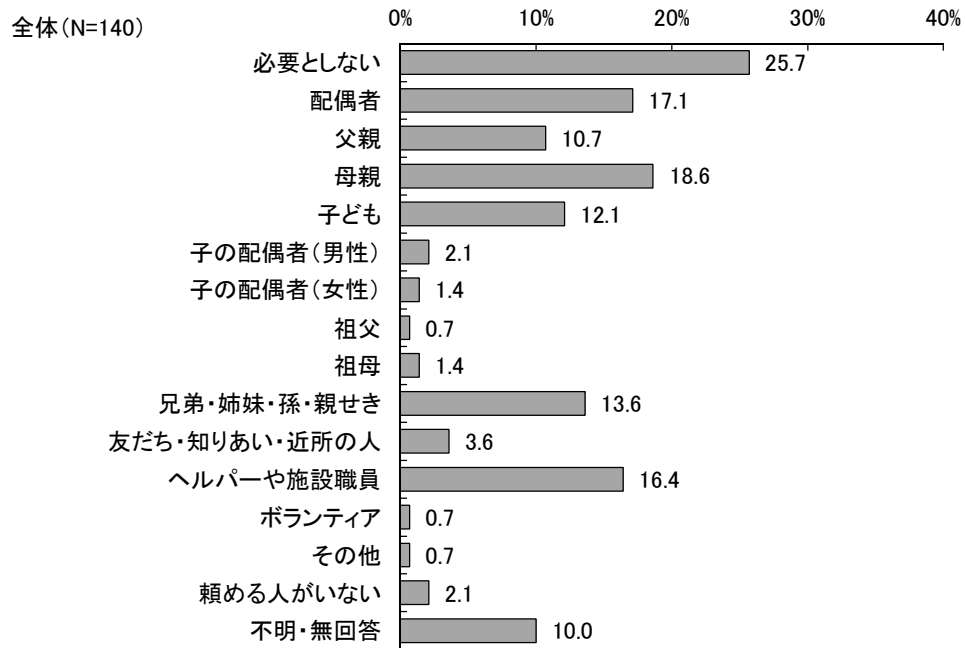
【グラフ2】 普段どなたと暮らしていますか



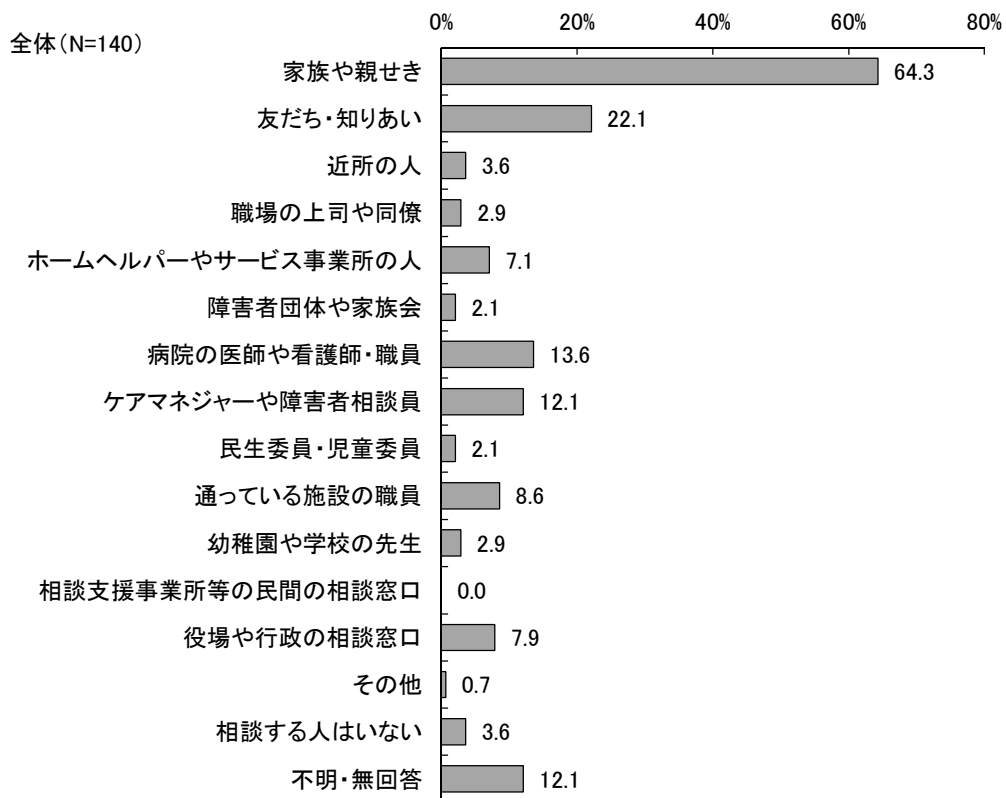
【グラフ3】 一緒に暮らしている家族



【グラフ4】主な介助者はどなたですか

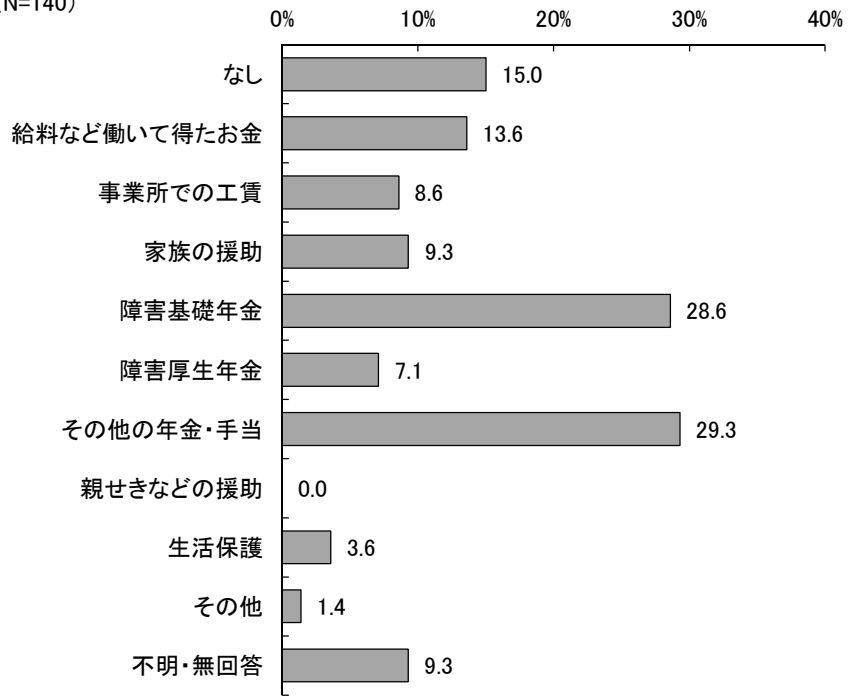


【グラフ5】困ったことを相談する相手



【グラフ6】主な収入

全体(N=140)

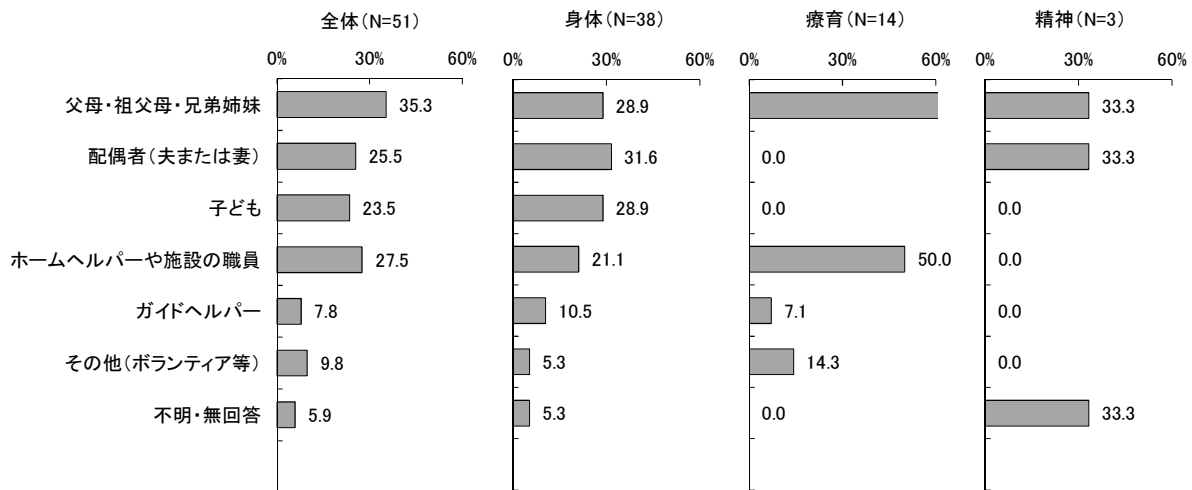


③外出について

外出する際の主な介助者については、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が35.3%と最も多く、「ホームヘルパーや施設の職員」が27.5%、「ガイドヘルパー」は7.8%となっています。療育手帳所持者はほかの手帳所持者に比べ、「ホームヘルパーや施設の職員」と「その他（ボランティア*）」の割合が高くなっています【グラフ7】。

外出で困ることについては、身体では「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が高くなっていますが、療育は「困ったときにどうすればいいのか心配」、「他人との会話が難しい」の割合が高くなっています。精神も、「困ったときにどうすればいいのか心配」の割合が高くなっています【表A】。

【グラフ7】 外出の際の主な介助者



【表A】 外出で困ることについて

上段:件数 下段:%	合計	公共機関 が少ない (ない)	列車やバス の乗り降り が困難	道路や駅に 階段や段 差が多い	切符の買い 方や乗り換 えの方法が わかり にくい	建物などに スロープや エレベータ ・障がい者用 トイレなど がなく、 不便	介助者が 確保でき ない	移動支援 のための福 祉サービス が利用しづ らい
身体	100 100.0	11 11.0	22 22.0	33 33.0	8 8.0	17 17.0	6 6.0	7 7.0
療育	23 100.0	6 26.1	3 13.0	5 21.7	7 30.4	4 17.4	1 4.3	3 13.0
精神	18 100.0	1 5.6	-	1 5.6	4 22.2	1 5.6	-	-

上段:件数 下段:%	外出にお金 がかかる	周囲の目 が気になる	発作など突 然の身体 の変化が 心配	困ったとき にどうすれ ばいいのか 心配	他人との会 話が難しい	その他	困ることは 特にない	不明・ 無回答
身体	13 13.0	8 8.0	7 7.0	9 9.0	6 6.0	1 1.0	27 27.0	19 19.0
療育	6 26.1	3 13.0	2 8.7	9 39.1	8 34.8	2 8.7	2 8.7	2 8.7
精神	4 22.2	2 11.1	1 5.6	6 33.3	2 11.1	1 5.6	5 27.8	2 11.1

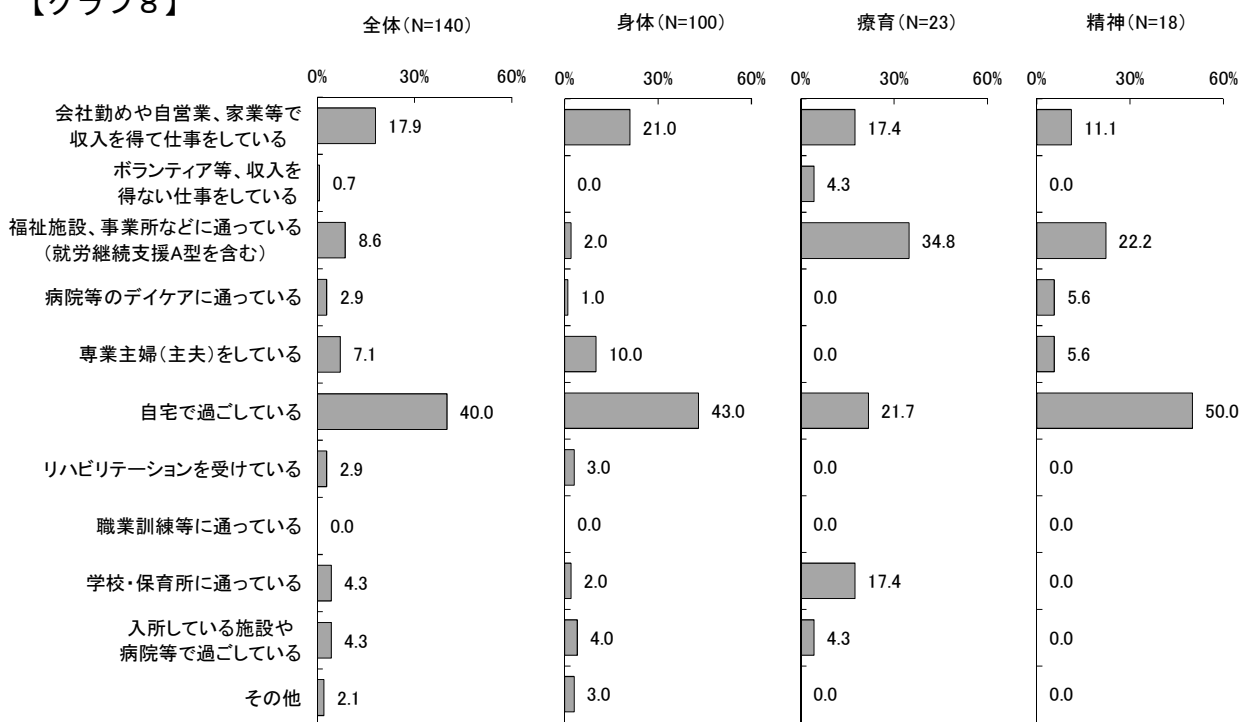
(複数回答あり)

④日中の過ごし方について

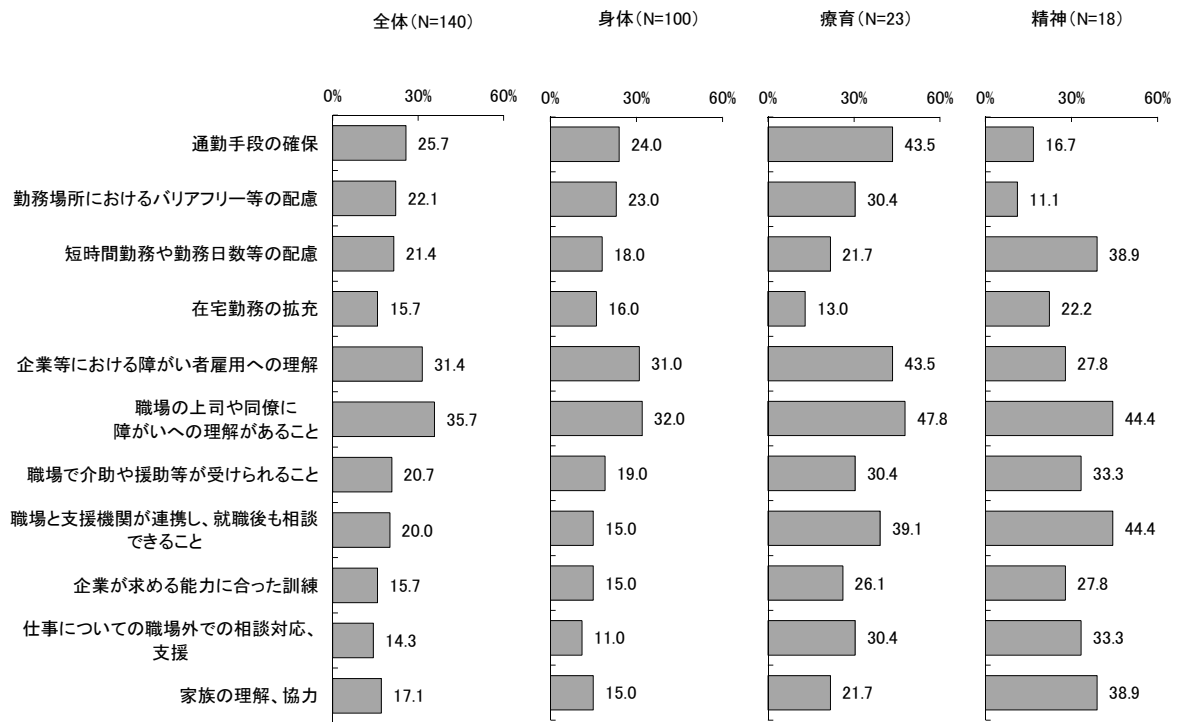
平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が40.0%と最も多くなっています。身体、精神は「自宅で過ごしている」の割合が高いですが、療育は「福祉施設、事業所などに通っている（就労継続支援A型を含む）」の割合が高くなっています。就労形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が最も高くなっています【グラフ8】。

就労支援として必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」や「企業等における障がい者雇用への理解」が高くなっています。療育、精神については、「職場と支援機関が連携し、就職後も相談できること」も高くなっています【グラフ9】。

【グラフ8】



【グラフ9】 就労支援として必要だと思うこと

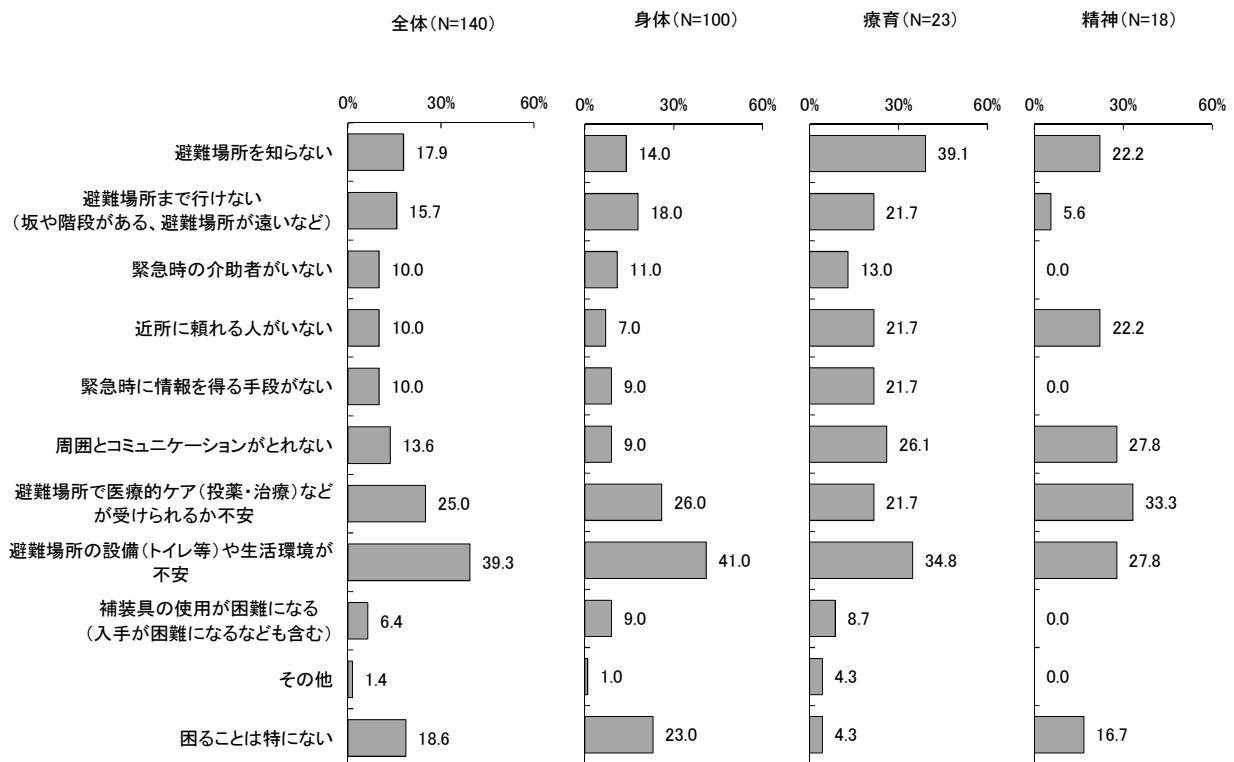


⑤災害時の安全・安心について

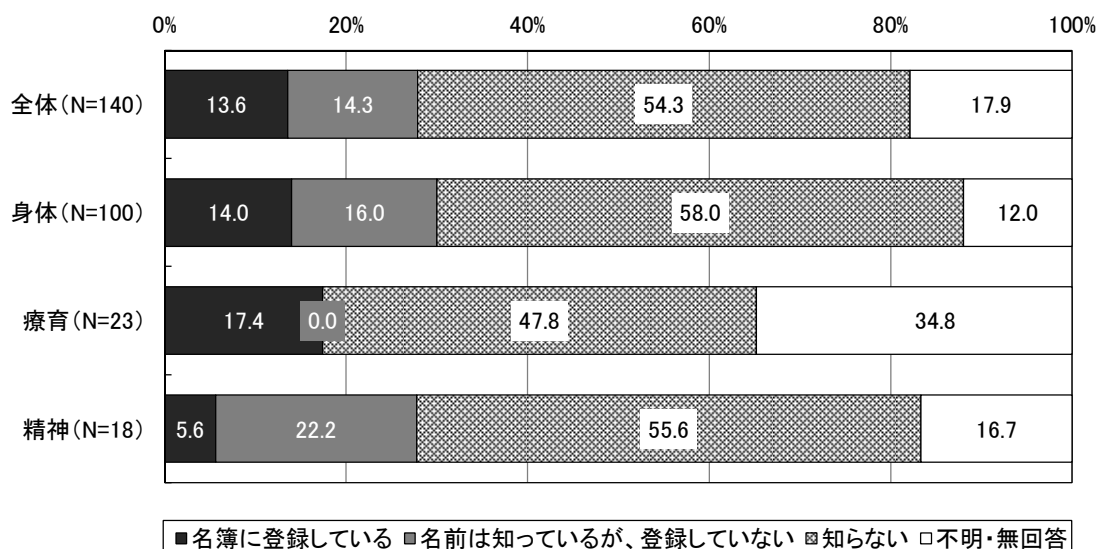
地震など災害のときに困ることについては、身体は「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も高くなっていますが、療育は「避難場所を知らない」、精神は「避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安」が最も高くなっています【グラフ 10】。

避難行動要支援者名簿*登録制度については、5割以上が「知らない」と回答しています。名簿に登録しているのは、身体では 14.0%、療育では 17.4%、精神では 5.6%となっています【グラフ 11】。

【グラフ 10】



【グラフ 11】

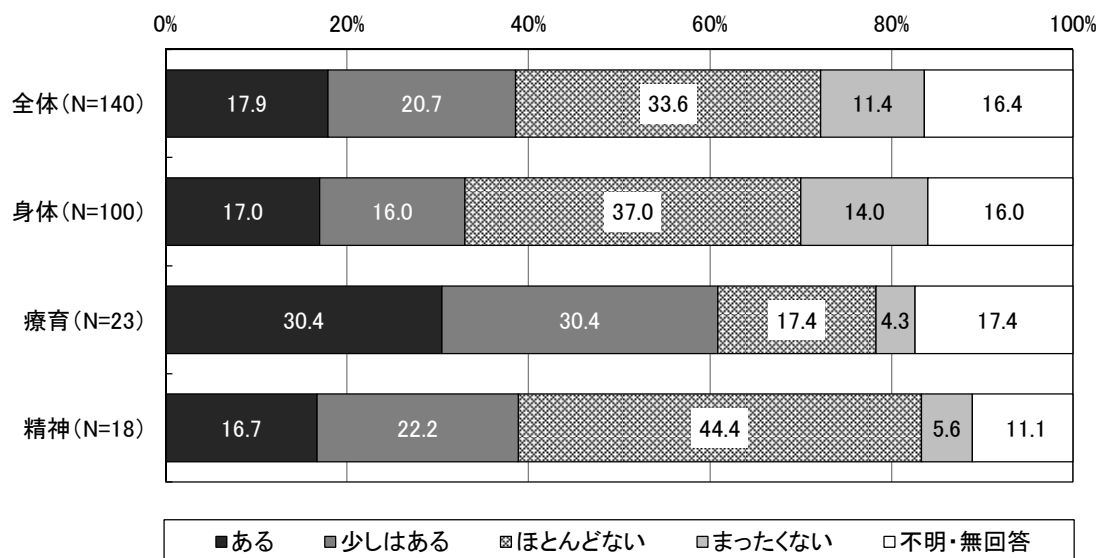


⑥障がいのある人への差別・偏見について

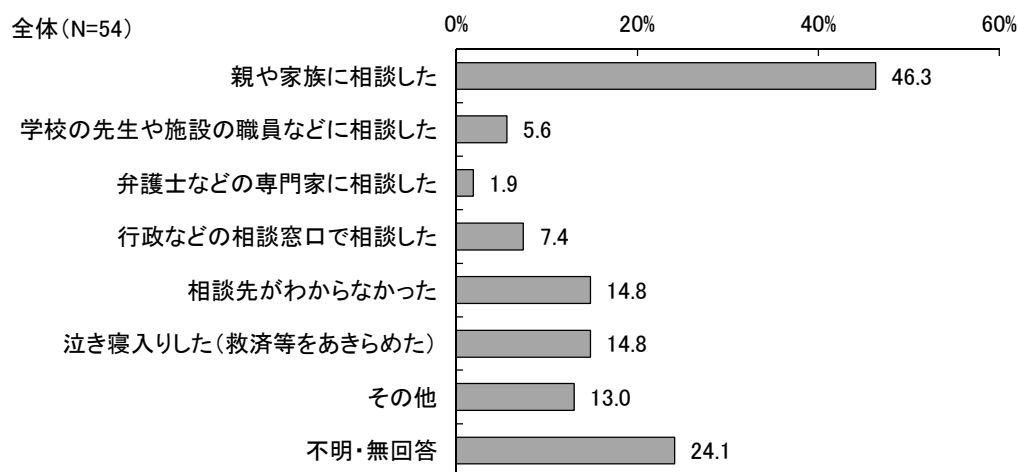
日常生活における差別・偏見については、「ほとんどない」が33.6%と最も多く、次いで「少しある」が20.7%となっています。差別・偏見が「ある」、「少しある」という回答は、療育が最も高くなっています【グラフ12】。

差別や偏見を感じたときの対応については、「親や家族に相談した」が46.3%と最も多くなっています。「相談先がわからなかった」と「泣き寝入りした(救済をあきらめた)」は、いずれも14.8%となっています【グラフ13】。

【グラフ12】 差別・偏見を感じるがありますか



【グラフ13】 差別・偏見を感じたときの対応



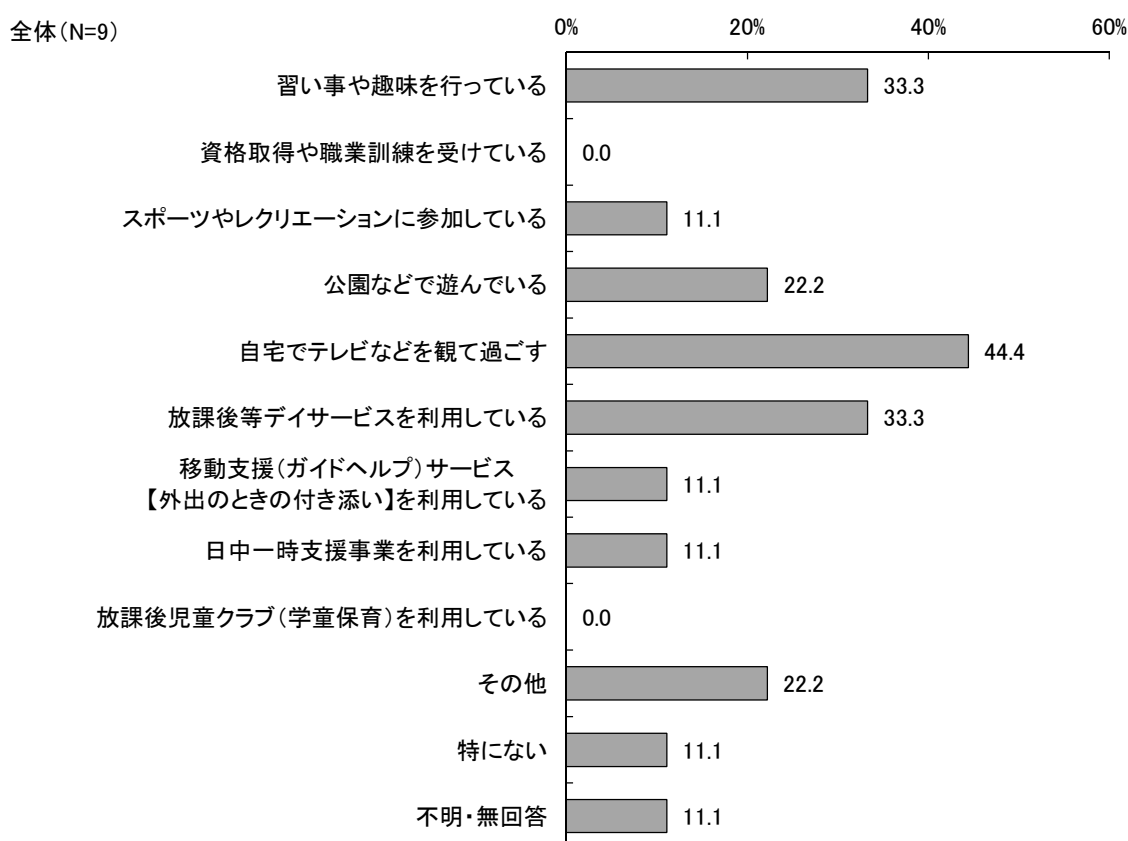
⑦保育・教育について

休暇・放課後の過ごし方については、「自宅でテレビなどを観て過ごす」が44.4%となっています。「習い事や趣味を行っている」と「放課後等デイサービスを利用している」が33.3%、「公園などで遊んでいる」が22.2%となっています【グラフ14】。

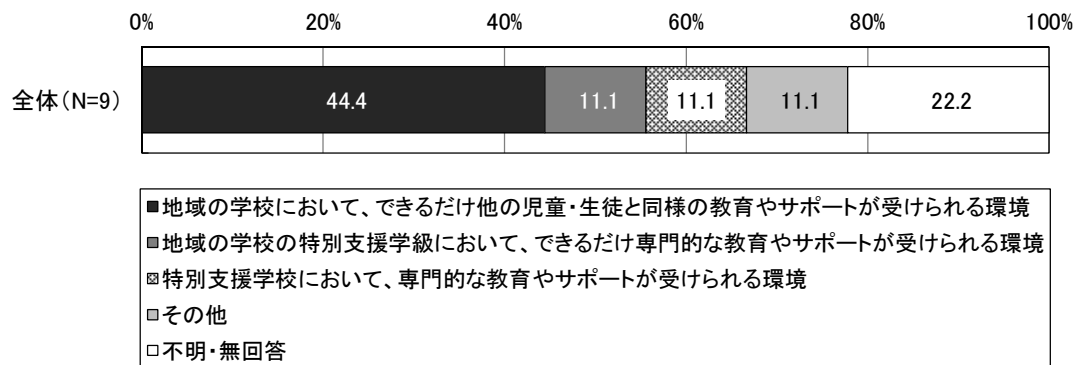
望ましい就学環境については、「地域の学校においてできるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が44.4%となっています【グラフ15】。

保育や教育について今後必要だと思うことについては、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」と「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が44.4%となっています【グラフ16】。

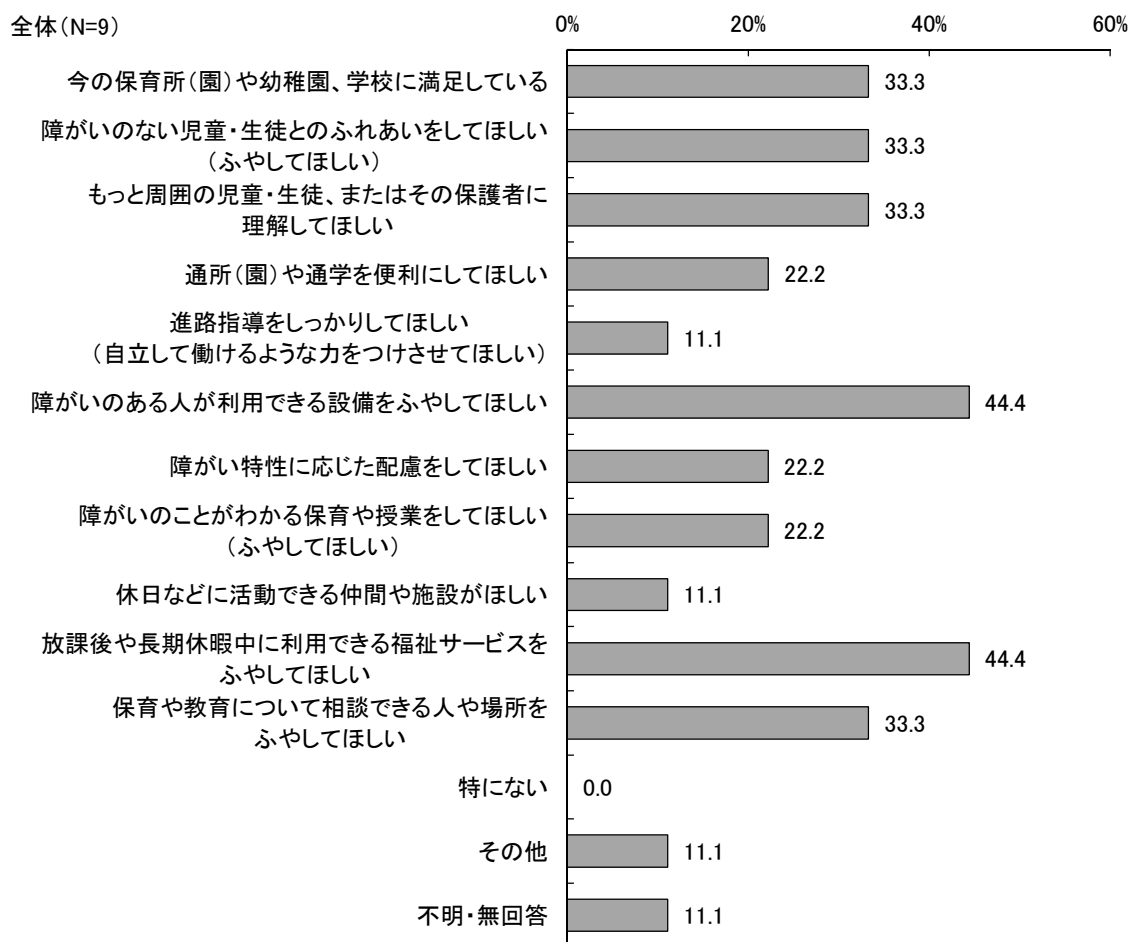
【グラフ14】 休暇・放課後の過ごし方



【グラフ 15】



【グラフ 16】 保育や教育について今後必要だと思うこと



3. ヒアリング調査結果

(1) 障がいのある人の団体への調査

【ヒアリング概要】

障がいのある人の実態やニーズを把握するため、町内の障がい者団体を対象にヒアリングシート
の配布による調査を行いました。

- 調査期間：平成29年12月1日（金）～12月13日（水）
- 調査対象：豊郷町手をつなぐ育成会、豊郷町身体障害者更生会

【ヒアリング結果】

①保健・医療

- ・歯科治療など、障がいのある人を理解して診察してくれる医師の確保が必要。
- ・インフルエンザの予防接種の無償化をお願いしたい。

②療育・教育

- ・学校から就職、自立に至るまで、中長期的な支援が必要。

③雇用・就労

- ・ジョブコーチの定期的巡回による、本人、会社側への適切なアドバイスが必要。

④まちづくり

- ・行政の相談窓口で、他人の目を気にせずに相談できるように仕切りや個室を設置してほしい。

⑤社会参加

- ・常に親がついていかないと社会参加ができない。行動援護も費用がかかる。
- ・支援区分によらず、利用しやすい送迎サービスがほしい。

⑥相談

- ・福祉関係の申請や契約が多く、負担が重い。
- ・本人や家族、専門家、行政との意見の違いが生じると、相談しづらくなる。

障がいのある人の福祉サービスの利用について

- 育成会やサロンに参加しない方については、障がいのある人や家族の状況がわからず、参加を促したいが、個人情報保護があって情報を把握できない。

障がい者施策について

- 重度、行動障がい者の受け皿をつくってほしい。
- 常時見守りが必要な人のための人員の確保が必要。
- 家族支援事業や成年後見制度の利用をみすえた事業を実施してほしい。
- 福祉の人材育成が必要。
- 計画を策定するだけでなく、PDCA（Plan Do Check Act）による実効性のあるものにしてほしい。

(2) サービス事業所対象の調査

【ヒアリング概要】

障がいのある人のサービスの利用実態やニーズを把握するため、町内の人々が利用しているサービス事業所を対象にヒアリング調査を行いました。

- 調査期間：調査期間：平成 29 年 12 月 1 日（金）～12 月 13 日（水）
- 調査対象：あすなろ福祉会、社会福祉法人とよさと 他

【ヒアリング結果】

①日中活動系サービス

- ・重度の知的、身体障がいのある人の日中活動の場が不足している。
- ・生活介護は定員いっぱい、今後の養護学校卒業生を受け入れる余裕がない。
- ・B型で働いている人のうち、A型に移行できる人がいるが、施設が手放さない現状がある。
- ・就労系事業所であっても、一般企業並みの勤務時間で働くことができなければ、将来的に一般就労へ移行できない。

②訪問系サービス

- ・重度訪問介護の参入事業所が少ない。
- ・行動援護の事業所が少ない。
- ・あいのりタクシーの路線拡大など、外出の際の交通手段の拡充が必要。
- ・福祉職場の人材が不足している。

③施設・居住系サービス

- ・重度の障がい者の入所施設が足りない。
- ・行動障がいのサービスを提供している事業所は県内でも限られている。給与面などから専門的な職員を配置できない悩みがある。
- ・障害年金だけでは特別養護老人ホーム（ユニット型）には入所できない。障がいのある人が高齢になったときに入所できる仕組みが必要。

④障がい児支援全般

- ・障がいがありながらも、地域の学校を卒業した人に対しては、実態の把握が進まず、支援が届かない現状がある。

⑤就労支援全般

- 一般就労するためには、自立して生活できる力を養うことが必要。
- 日常的な生活習慣を身につけたり、働く上の心がまえなどを学んだ上で働くことが必要。

⑥相談業務全般

- 計画相談は新規の受け入れができない状況。
- 引きこもりなど難しい案件が増えているが、計画策定が忙しいため、訪問することができていない。

⑦その他（権利擁護、成年後見制度の利用等について）

- 成年後見制度は手続きが煩雑で利用しづらい。
- 一人暮らし、身よりのない人がいても、町長申し立てがしづらい現状がある。
- 後見人の資質向上が必要。本人の意思の尊重と、今後の暮らしの備えと、どちらを優先するかなど金銭の管理について課題がある。

⑧障がいのある人の福祉やサービスの利用等について

- 滋賀医大から豊郷病院に派遣してもらっている発達障害専門の医師と町との連携が進めばよいと思う。
- 養護学校と地域の学校との連携がもっと進めばと思う。

⑨障がい者施策について

- 精神障がいのある人の地域生活について、病院と行政、事業所が情報共有し、連携できる仕組みが必要。
- サービス利用者の高齢化とともに、介護保険のサービスを利用するケースの増加が予想される。介護保険のケアマネジャーとの情報、連携が必要。

4. 現計画の成果と課題

(1) とともに理解し合い、支え合うための広報・啓発の推進

アンケート調査結果では、障がいのある人に対する差別や偏見について、「ある」という回答は、「ない」という回答を下回っていますが、療育手帳所持者では60%以上が「ある」「少しはある」と回答しており、障がいの種類によっては理解が進んでいない状況が伺えます。

引き続き、「障害者週間」や「人権週間」をはじめ様々な機会をとらえて障がいのある人への理解を促進する取り組みを行うとともに、学校等における福祉教育や地域での交流を通じて、多様な障がいや障がいのある人に対する理解を促すことが求められます。

(2) 自分らしく、いきいきと育てる療育・教育体制の充実

保健・教育・福祉・医療の連携により、乳幼児期から就学期にいたる途切れのない支援体制づくりとして、一人ひとりの障がいの状態を把握し、必要な支援に応じた保育・教育に取り組んでいますが、個別の支援が必要な児童が増加しており、いっそうの取り組みが求められます。

さらに、特別支援学級や通級教室の充実も今後検討することが必要です。

(3) 住み慣れた地域でいきいきと暮らすための支援体制づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らすためには、地域で支え合う体制づくりが必要です。本町においても、ボランティアの育成や小さな地域での見守りネットワーク*の構築に取り組んでいますが、引き続き、こうしたネットワークづくりを強化することが求められます。

障がいのある人の雇用の拡大については、働き・暮らしコト支援センターや障害者職業センターへつなぎ、相談を実施しています。今後も、障がいのある人の雇用の場の拡大に努めるとともに、障がいのある人が働く上での能力向上に向けて必要な支援を行うことが必要です。

(4) 安心して快適に暮らせる基盤づくりの促進

地域において、安心して暮らすための地域包括ケア*システムの構築が求められています。医療・福祉に携わる関係者による「多職種協働会議」を平成26年1月から月1回開催していますが、地域の課題について引き続き協議、検討することが求められます。また、障がいのある人の高齢化に伴い、介護サービスと障がい福祉サービスとの連携や精神科医、保健所保健師とも連携した地域包括ケアシステムの構築が必要です。

障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、情報提供のあり方を工夫することが求められています。本町においても、町情報の提供を点字や音声、様々なイベントでは手話通訳などを用いるなどして様々な障がいに対応できるように取り組んでいますが、今後も情報入手のアクセシビリティ*向上に努めることが必要です。

また、東日本大震災や近年の大規模災害を契機に、災害時における障がいのある人の避難支援体制づくりが求められています。障がい福祉施設や自治会等と連携して防災訓練を行っています。災害時において障がいのある人に必要な支援を検討するとともに、避難時に支援が必要な人を把握し、支援する体制づくりをいっそう進めることが必要となっています。

第 2 部

豊郷町第3次障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、これまでの基本理念を踏まえて各種取り組みを展開するものとします。

だれもがいきいき、豊かに暮らせる福祉のまちづくり

「障害者権利条約」の理念に即して改正された「障害者基本法」に基づき、障がい者施策は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があるとしています。

本計画では、こうした社会の実現に向けて、障がいのある人を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、障がいのある人が個々の能力を発揮して、自己実現できるように支援することをめざします。

そのためには、障がいのある人を社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するとともに、どこでだれと生活するかについて選択する機会の確保、意思疎通のための手段について選択する機会の確保、情報の取得または利用のための手段について選択する機会の拡大を図るなど、様々な施策を通じて実現に向けて取り組むとともに、障がいのある人が将来にわたって自立した暮らしができるよう「真に当該者の自立に向けた支援になっているか」という視点を常に持つべきだと考えます。

本町では、住民の高齢化の進行や若年層の減少、生活様式の変化などとともに、障がいのある人を取り巻く生活環境は変わってきており、今後も福祉の充実により地域の人々が安心して過ごせるまちづくりをいっそう進めることが必要となっています。また、自治会等身近なコミュニティである地域社会においては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会の仕組みを育成し、「自立した暮らし」を基本に「公的な福祉サービス」と「協働*して助け合い支え合う暮らし」が構築された「地域共生社会」の実現が求められています。

だれもが必要な支援を受けながら、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、地域との関わりの中でいきいきと、豊かに暮らすことのできるまちづくりをめざします。

2. 基本方針

(1) とともに理解し合い、支え合うための広報・啓発の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合いながら共生する社会をつくるためには、障がいの特性及び障がいのある人に対する住民の正しい理解と認識、配慮が必要です。一人ひとりの個性と人格を尊重し、認め合う人権意識の向上を図ることにより、あらゆる差別や偏見をなくし、ともに生きるまちづくりをめざします。

そのためには、行政だけでなく、事業所、NPO*団体等を含むすべての住民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、幅広い住民の参加による啓発活動を推進します。

(2) 住み慣れた地域で自立して生活できる支援の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、身近な地域において必要な医療や福祉サービスを受けられることが必要です。障がいのある人の自己決定権と利用者の立場に立ったサービスの提供を前提に、利用者が安心して利用できるようサービスの量及び質の確保を図り、適切な情報提供と、障がいのある人や家族に寄り添った相談支援体制の構築を進めます。

また、本町には、総合病院や福祉サービス事業所があり、県内でも保健・医療・福祉サービス基盤が整ったまちです。今後は、保健・医療・福祉のサービス基盤を活かして、関係機関の横のつながりや地域福祉との連携を強化するとともに、安心して暮らせる居住の場の確保や権利を守る取り組みを推進し、すべての障がいのある人が地域で自立し、豊かな生活を実現できるよう支援します。

(3) 自分らしくいきいきと育つ療育・教育体制の充実

障がいのある子どもは、それぞれの発達レベル、障がいの状態は様々であり、療育・教育に対するニーズも子どもにより異なります。一人ひとりの健やかな発達を最大限確保するためには、多様なニーズに適切に応えられる療育・教育を提供していくことが求められます。

乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育への取り組みを推進していくとともに、教育においては可能な限りともに学ぶ環境を整備しつつ、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限伸ばしていけるように、きめ細かな支援に努めます。

障がいの早期発見・早期療育・教育それぞれの取り組みを充実しながら、関係機関が相互に連携をとることで、障がいのある子どもへの継続的な支援を推進します。

（４）社会参加の促進

一人ひとりの能力を最大限発揮し、社会生活を営むことができ、自立した生活を送ることができるように、広く住民及び町内に事業所を持つ企業等に対して障がい者雇用に対する理解を促進し、雇用の拡大を図るとともに、障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人が生きがいを持って豊かに暮らすためには、スポーツや文化、レクリエーション活動の充実が求められます。障がいのある人が利用しやすいよう、施設・設備の整備を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じた活動を支援する人材の養成や活動できる場づくりに努めます。

（５）安心して快適に暮らせる基盤づくりの促進

障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して暮らすためには、だれもが利用しやすい「ユニバーサルデザイン*」のまちづくりが求められます。「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、アクセシビリティに配慮した公共施設や道路、公共交通機関等の生活環境の整備に努めます。また、障がいのある人が住みやすい地域をつくるため、社会福祉協議会、自主活動グループ、NPO団体、事業所、ボランティアなど、地域福祉に関わる人材や団体の育成を支援するとともに、これらの地域福祉団体や人材の協働・連携の強化を図り、ともに暮らす地域福祉ネットワークの形成に努めます。

障がいのある人が必要な情報を得ながら生活できるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、災害時においても必要な情報や支援が受けられるよう、情報伝達のあり方や支援体制づくりに取り組みます。

3. 重点課題

本計画では、国や県、湖東圏域の動向を踏まえつつ、「障がいのある人もない人も、いきいきと自立して暮らせる社会づくりをめざした支援」をキーワードにして、これまで進めてきた本町の障がい福祉や施策の評価や現状分析、今後予想される課題の把握を行い、特に重点的な取り組みが必要な項目として、「(1) 地域交流を活かした支え合いネットワークの構築【継続】」、「(2) 湖東地域障害者自立支援協議会を中心とした支援の実施【継続】」、「(3) 就労支援の充実【継続】」、「(4) 発達障がいに対する支援体制づくり【継続】」、「(5) 障がいのある人の自立を支援【新規】」、「(6) 障がいのある人の高齢化に伴う介護保険サービスとの連携【新規】」、「(7) 障がいのある人への理解と周知の促進【新規】」を重点課題として支援体制の構築を推進していきます。

地域交流を活かした支え合いネットワークの構築

湖東地域障害者自立支援協議会を中心とした支援の実施

就労支援の充実

発達障がいに対する支援体制づくり

障がいのある人の自立を支援

障がいのある人の高齢化に伴う介護保険サービスとの連携

障がいのある人への理解と周知の促進

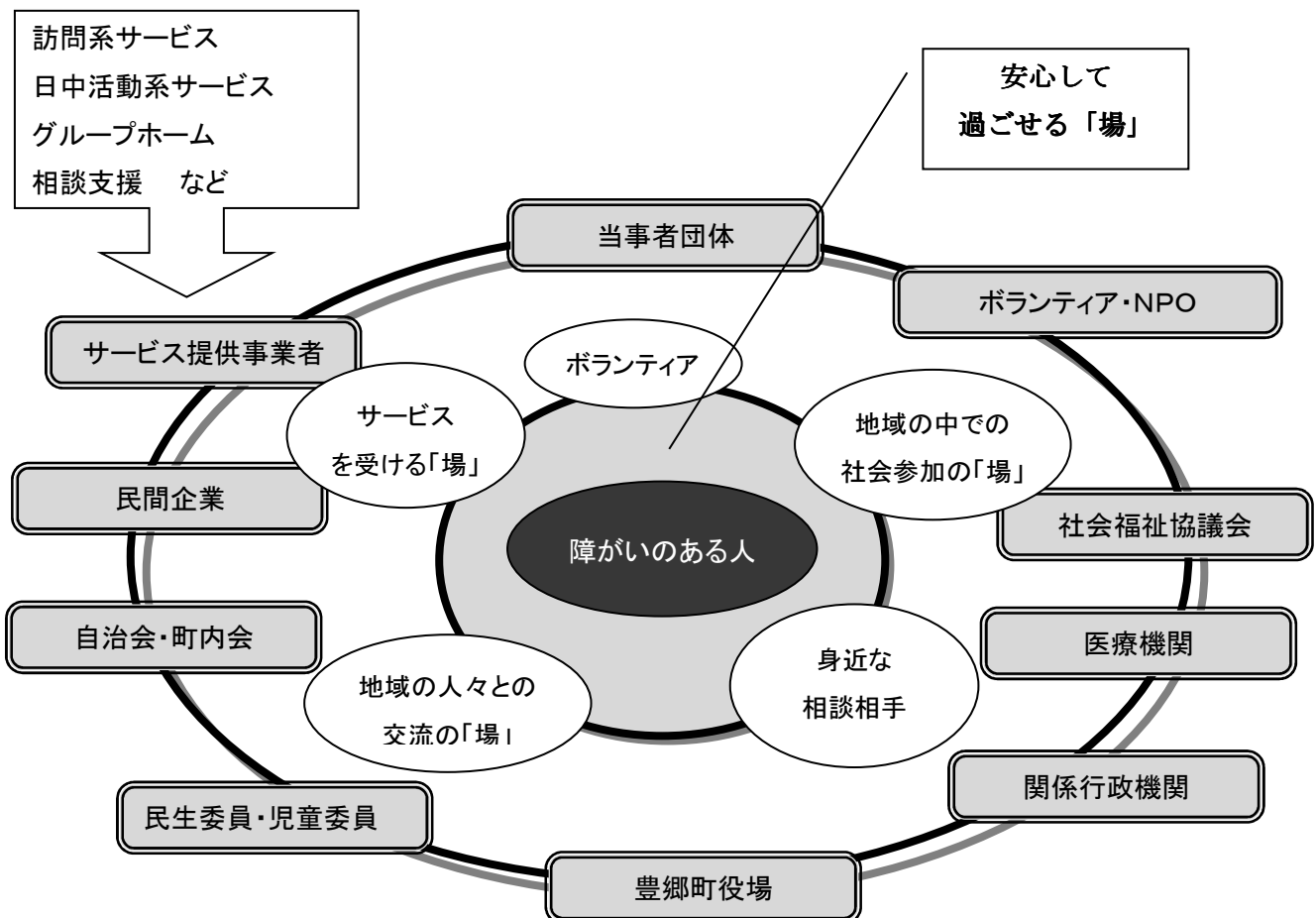
(1) 地域交流を活かした支え合いネットワークの構築

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、本人や家族が地域で安心して過ごせることが必要ですが、その「安心して過ごせる場」が十分でないのが現状です。障がいのある人がそれぞれのライフステージに応じて、社会参加、出会いや生活充実の「場」として、安心して過ごせる「場」の充実を図り、自立した生活を支援していきます。

■具体的な取り組み例

- 身近な地域で生活できる地域支援の充実
- 障がい児（者）の進路等指導、支援の充実
- 障がいのある児童への支援体制の充実
- グループホームの充実
- 精神障がいのある人の居場所づくりの推進

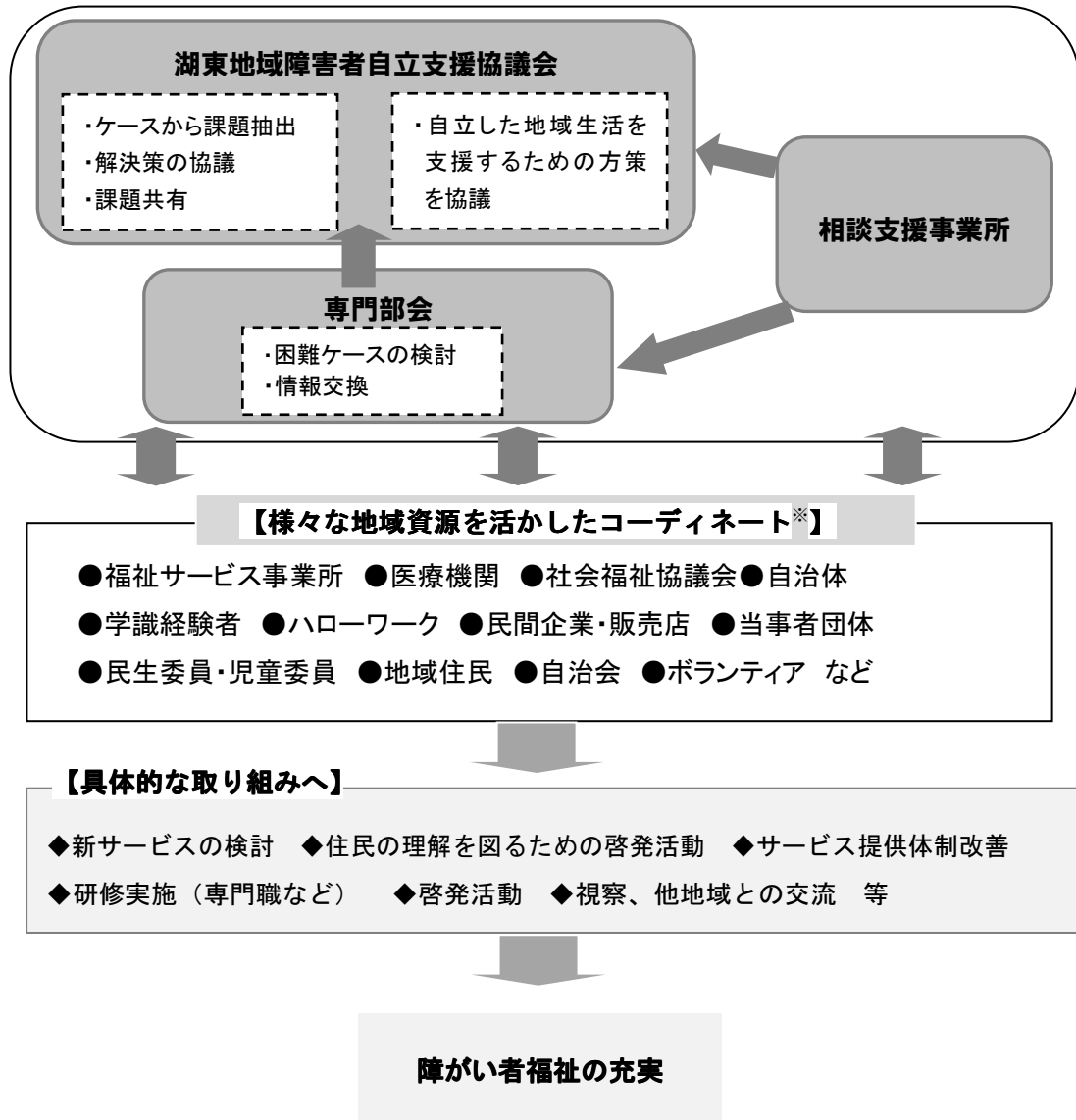
■身近な地域で生活できる地域支援の充実（イメージ図）



(2) 湖東地域障害者自立支援協議会を中心とした支援の実施

現在、本町では役場窓口や社会福祉協議会、相談支援事業所（障害者地域生活支援センター）、サービス提供事業所、医療機関等において相談に応じていますが、課題の共有が十分でないのが現状です。そのことから、湖東地域障害者自立支援協議会を中心に、それぞれの課題に応じて適切な対策が講じられるよう、お互いが横断的に連携して、課題の整理・調整等を進めます。また、湖東地域障害者自立支援協議会のより効果的・効率的な運営に努め協議会活動の活性化を図ります。

■湖東地域障害者自立支援協議会の活性化イメージ

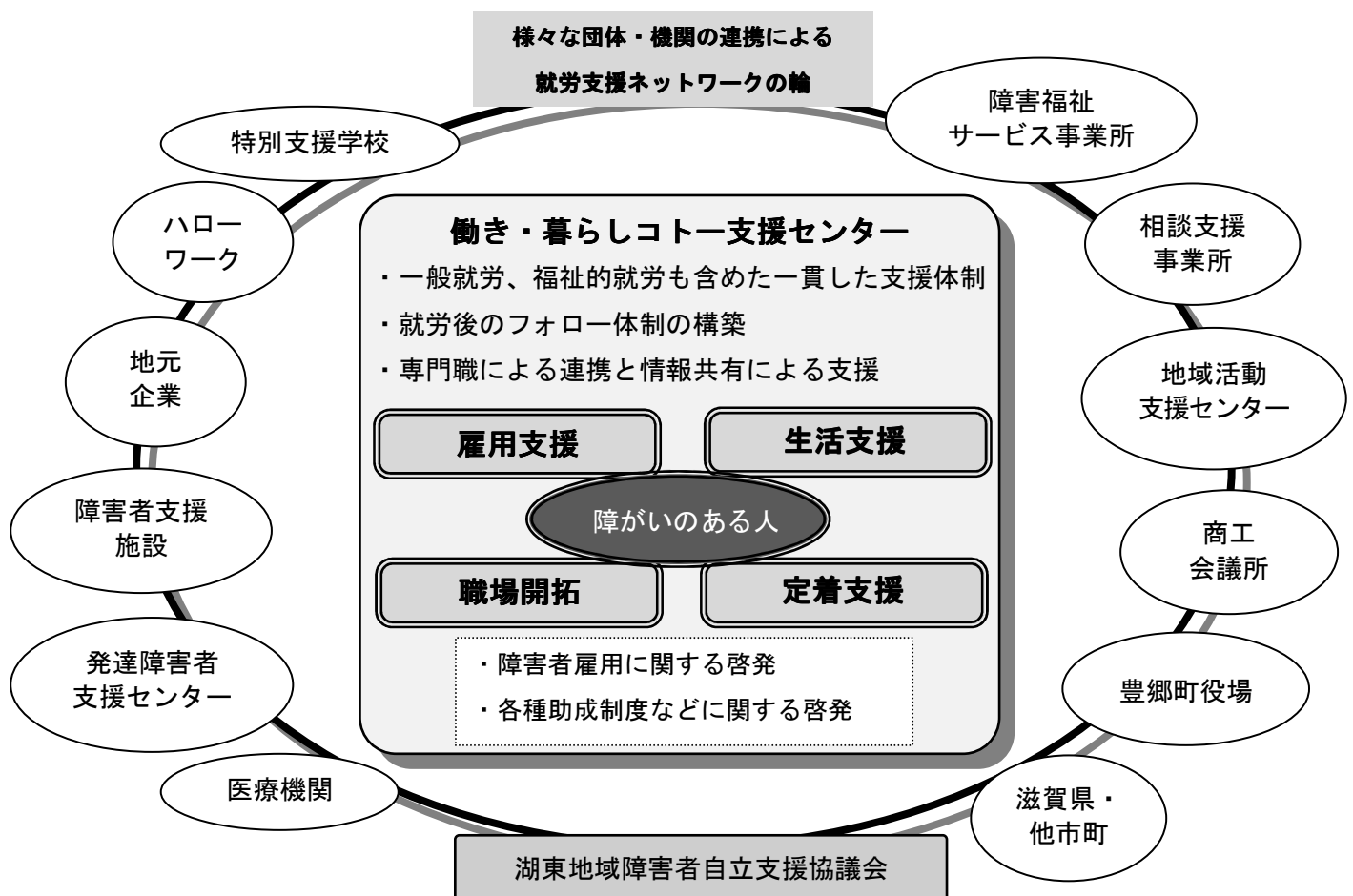


(3) 就労支援の充実

働くことは単に障がいのある人の経済的基盤を充実させるだけでなく、生活に一定のリズムをつくることで生活習慣の向上や社会参加、生きがいを得ることにもつながる大事な活動です。しかし、就労意欲はあるが働けない人や、就労しても長期間にわたり就労し続けることに不安を抱えている障がいのある人がある一方、就労に対しての意欲が低い人も現状としてあります。

そのため、働き・暮らしコトー支援センターやハローワーク、サービス提供事業所等と連携し、雇用の場へのつながりの支援や就労後のアフターフォロー、また、働くための生活の場の確保支援など就労支援の充実を図るとともに、就労と社会参加に対する意識の醸成に向けた取り組みに努めます。

■今後めざすべき就労支援体制イメージ



(4) 発達障がいに対する支援体制づくり

これまでの相談支援体制では、それぞれのライフステージごとに相談が行われており、サービス等に関するニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況が伺えます。

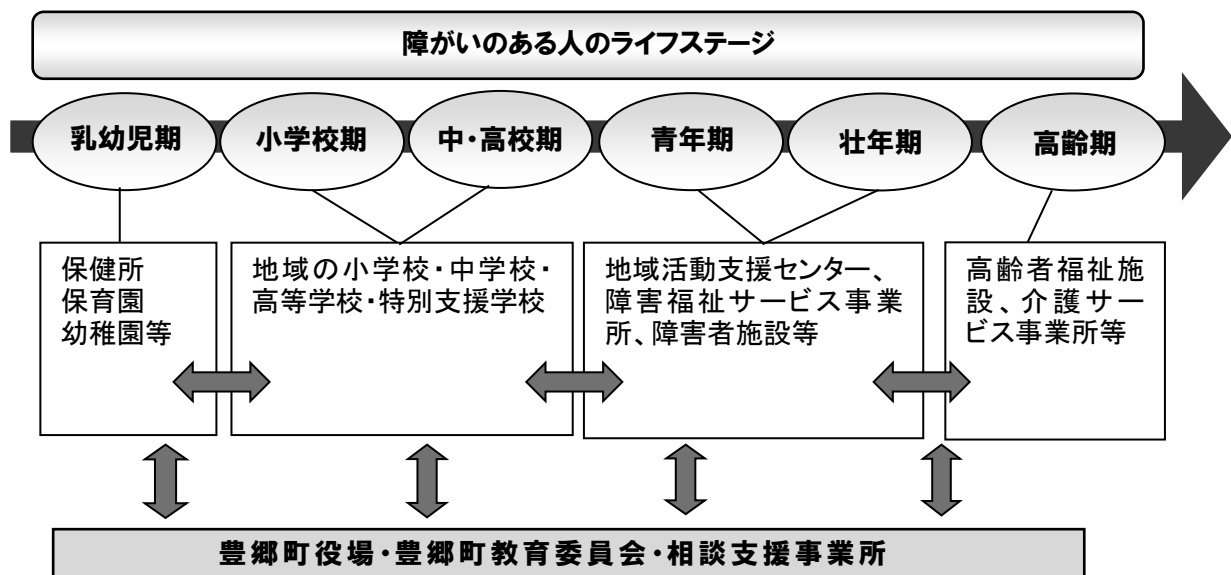
今後は、個々の障がいの状態やライフステージに応じて、その自立に向けた適切なプランを提案でき、生涯にわたってサポートできる人材・機能づくりに努めます。特に、当該障がい児の将来を見据えて、よりよい進路選択等を乳幼児期から就学時期にわたって積極的に提案・相談を行うとともに、保護者等の理解が図られるよう努めます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 24 年 10 月 1 日施行)に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応に努めます。

■具体的な取り組み例

- サポートファイルの作成・活用
- サービス利用者全員へのサービス等利用計画の作成(計画相談支援)に向けた相談支援体制の整備
- 母子保健事業と発達支援事業の連携充実
- 障害者虐待防止相談窓口の充実

■今後めざすべき切れ目のない相談支援体制イメージ



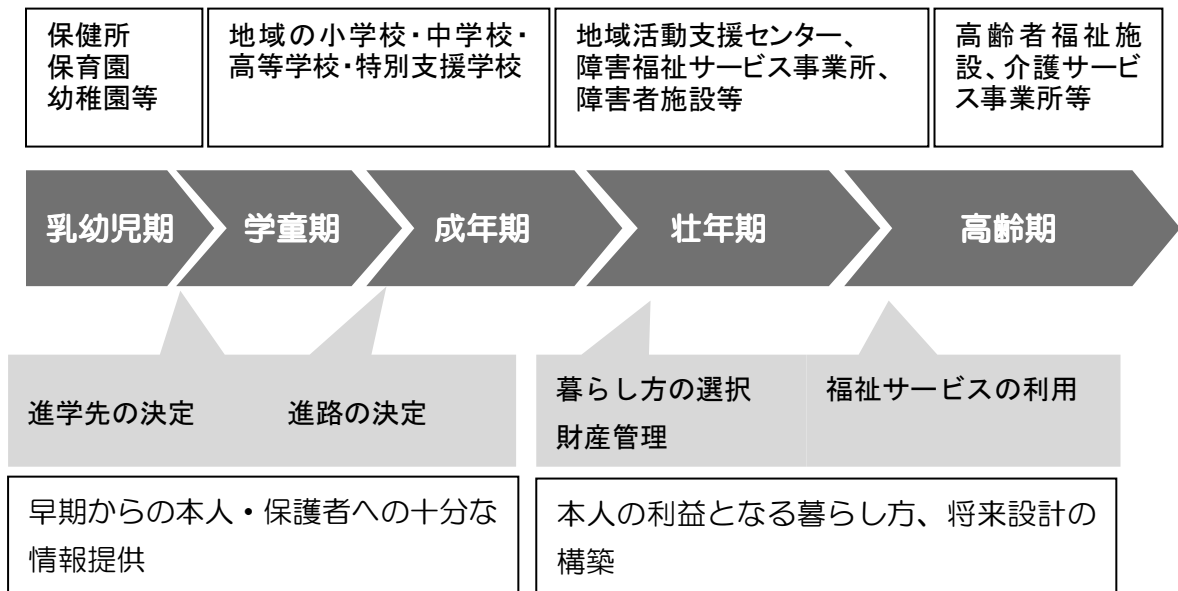
(5) 障がいのある人の自立を支援

障がいのある人のライフステージにおいて、様々な選択をする機会があります。進学先や卒業後の進路、就労、暮らし方、福祉サービスの利用などを選択する場面で、障がいのある人の将来的な自立を見据えて支援することが必要です。そのためには、家族や学校関係者、事業所及び相談支援専門員などの意識づくりや知識の向上が求められます。障がいのある人の意思を尊重するとともに、将来設計や今後の暮らし方など自立を見据えた支援ができるよう、啓発や研修に取り組みます。

■具体的な取り組み例

- 障がいのある人への家族に対する理解と意識啓発支援
- 相談支援事業所及び障がい福祉サービス事業所等への意識啓発
- 学習会の開催

■障がいのある人の自立を見据えた支援



(6) 障がいのある人の高齢化に伴う介護保険サービスとの連携

障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険サービスとの調整や連携が必要になってきています。また、介護保険サービスを受給している高齢者であっても、必要に応じ、障がい福祉サービスを利用することもできる場合があります。こうしたことから、障がい福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員と、介護保険サービスのケアプランを作成するケアマネジャーが、互いのサービスの内容を知り、障がいのある人の生活の質を向上させるサービスの利用を検討していくためにも、情報交換や事例検討の機会の設置に取り組みます。

また、平成 30 年度から始まる障がい福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で受けることができる共生型サービスについても、理解を深めることが必要であり、利用しやすいサービスの実施に向けた取り組みを進めます。

■具体的な取り組み例

- 共生型サービスの実施に向けた検討
- 相談支援事業所の相談員と介護保険のケアマネジャーの情報共有、事例検討会の実施
- 自立支援協議会における介護保険サービスや高齢者福祉についての研修会の実施

■介護保険サービスと障がい福祉サービス

	介護保険サービス	障がい福祉サービス
ホームヘルプサービス	訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス
	療養通所介護	生活介護 児童発達支援 放課後等デイサービス
ショートステイ	短期入所生活介護	短期入所

(7) 障がいのある人への理解と周知の促進

障がいの有無にかかわらず、だれもが互いの人格と個性を尊重し、支え合える社会の実現に向けて、障がいの特性や必要な支援について理解することが必要です。外見からは状態の把握がむずかしかったり、日によって状態が変動するなど、障がいの種類によっても様々な特性があります。発達障がいや難病、高次脳機能障がい*、重複障がいなど、あまり知られていない障がいもあることから、今後いっそう様々な障がいについての理解促進に努めます。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、民間事業者に対しても合理的配慮*に努めることを定めています。障がいを理由に店舗やサービスの利用を断わったり、介助者の同行を求めることなどが不当な差別的取扱いとなります。どのようなことが差別的取扱いや合理的配慮を提供しないことに該当するかなどについての周知・啓発に取り組みます。

■具体的な取り組み例

- 障がいの特性や必要な配慮について記した啓発パンフレットの配布
- 講座や講習会における障がい者理解の促進
- 学校等において、福祉体験や障がいのある人との交流を通じた福祉教育の推進
- 地域活動を通じた福祉教育・交流活動の実施
- 「障害者週間」や「人権週間」を通じた啓発活動

■障がいのある人についてのサイン



障害者のための国際
シンボルマーク



身体障害者標識
(身体障害者マーク)



聴覚障害者標識
(聴覚障害者マーク)



盲人のための国際
シンボルマーク



耳マーク



ヘルプマーク



ほじょ犬マーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



障害者雇用支援マーク



「白杖SOSシグナル」
普及啓発シンボルマーク

4. 施策体系

基本理念：だれもがいきいき、豊かに暮らせる福祉のまちづくり

1. とともに理解し合い、
支え合うための広報
・啓発の推進

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 福祉教育・交流の推進

2. 住み慣れた地域で
自立して生活できる
支援の充実

- (1) 保健・医療の充実と連携
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 居住の場の確保
- (4) 相談支援体制の充実
- (5) 権利擁護の推進

3. 自分らしくいきい
きと育つ療育・教育
体制の充実

- (1) 障害の早期発見・早期療育
- (2) とともに学ぶ保育・教育の充実

4. 社会参加の促進

- (1) 総合的な就労支援施策の推進
- (2) スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進

5. 安心して快適に暮らせ
る基盤づくりの促進

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 住みよいまちづくりの促進
- (4) 防犯・防災対策
- (5) 虐待の防止

第2章 障がい者施策の推進

1. とともに理解し合い、支え合うための広報・啓発の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

現状及び課題

平成 26 年 1 月に我が国が批准した障がいのある人への差別を禁止する「障害者の権利に関する条約*（障害者権利条約）」では、障がい者を「個人の機能障がいに原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁による日常生活や社会生活に制限を受けること」を問題にする「社会モデル」に転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることとされています。

国においても様々な法整備が行われ、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に合理的配慮を義務付けています。

本町では、「豊郷町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成し、障がいのある人に対し、配慮ある行動ができるように努めるとともに、人権学習講座の開催や広報紙への啓発記事の掲載、障害者週間や人権週間を利用した街頭啓発活動等、様々な取り組みにより障がいのある人への理解の促進と人権意識の醸成を図っています。

しかしながら、アンケート調査結果によると、回答者の 17.9%の人が障がいを理由とする差別や偏見を感じるがあるとしており、少しは感じるがあるとして回答した人も 20.7%あることから、今後も差別や偏見の解消に向けた取り組みが必要です。また、差別や偏見を感じたときに、相談先がわからなかった人や、救済等をあきらめて泣き寝入りをした人もあり、相談窓口の周知も必要です。

近年では、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいについての研究が進んでいるものの、住民の理解は十分とはいえず、障がいのある人への更なる理解を図っていくとともに、こうした多様な障がいについてもいっそう理解を促すことが求められます。

今後の方向性

①啓発活動の推進

- ・ 広報紙・パンフレット等の印刷物やホームページ等、各種広報媒体を活用し、広報・啓発に努めます。
- ・ 人権相談所をはじめ、人権に関する相談窓口の周知・活用に努め、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 「豊郷町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、町職員が障がいの特性や障がいのある人に対する理解を深め、窓口や各種行事において配慮ある適切な行動がとれるよう意識の向上・啓発に努めます。

②「障害者週間」等の周知・活用

- ・「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、期間を利用した啓発パンフレットの配布や街頭啓発などにより、住民の障がいへの理解を深めます。

③障害者差別解消法の周知・啓発

- ・障害者差別解消法について住民の理解を促進するよう、周知・啓発に努めます。

④多様化する障がいへの理解促進

- ・学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がい、さらに内部障がい、精神障がいなど、住民の理解の進んでいない障がいについて理解の促進に努めます。

（2）福祉教育・交流の推進

現状及び課題

障がいのある人に対する理解を促進するためには、子どもたちからの交流やふれあいを通じた教育が大切です。学校教育において、総合的な学習の時間などを活用し、特別支援学級の児童と交流を行うなど、障がいのある人への理解を深める取り組みが行われており、今後も継続的な取り組みが必要です。また、地域においても、日常的に障がいのある人とふれあう機会をもつことで相互理解が図られ偏見を解消することにつながることから、交流を深める催しなどを進めていくことが必要です。

今後の方向性

①学校等における福祉教育の推進

- ・障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶことを原則とし、障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を見据えた教育を行うとともに、合理的な配慮や必要な支援を提供できる仕組みづくりを進めます。
- ・車椅子体験などの各種体験交流学習や施設見学、ボランティア体験などのふれあい交流事業を行い、障がいに対する理解を深める学習の時間を設けるなど、学校教職員等と連携しながら、学校等における児童・生徒への福祉教育を推進します。

②学校等における交流活動の推進

- ・施設や事業所、障害者団体との連携により、学校における福祉・ボランティア活動や体験交流学習等のカリキュラムのなかで、交流機会の充実を図ります。

③地域社会における理解の推進

- ・障がい者団体と自治会、民生委員児童委員*等を中心に交流を深め、相互の理解促進に取り組みます。

④講座・講習会、各種福祉関連イベントの実施・支援

- ・障がいのある人が抱える問題をテーマとした学習会や、様々な人が参加・交流できるイベントの実施を支援します。

⑤地域社会における交流活動の推進

- ・障がい者団体をはじめ、関係機関と連携しながら、「ふれあいプラザ」を中心に実施する「いきいきサロン」での交流体験やイベント・レクリエーション活動等の開催を促進し、身近なふれあいの機会づくりに努めます。
- ・障がいのある人のスポーツの場であるスペシャルオリンピックス（SO）の活動を通して、多くの人との交流を通じて社会性を育み、自立への意識向上を図ります。

2. 住み慣れた地域で自立して生活できる支援の充実

(1) 保健・医療の充実と連携

現状及び課題

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、必要な時に身近な地域で必要な医療やリハビリテーション*を受けられることが重要です。町内には小児科や精神科を有する総合病院があり、医療や保健、福祉の関係機関が連携し、必要な医療や支援を提供できる体制づくりをいっそう進め、地域包括ケアシステムを充実させることが求められています。

また、精神障がいのある人についても、地域での生活を支援する体制づくりが求められています。

今後の方向性

①健康診査の充実

- ・ 疾病及び障がいの発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。
- ・ 健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。
- ・ 特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、障がいの引き金ともなる生活習慣病及びその重症化の予防に努めます。また、各種がん検診でも受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。

②医療・リハビリテーション体制の充実

- ・ 医師会、歯科医師会との連携のもと、身近な地域において必要な治療を受けることができるように、医療体制の整備に努めます。また、自立支援医療をはじめとする各種医療費の助成や歯科診療時の保健師や歯科衛生士の派遣等、適切な支援に努めます。
- ・ 医療機関や訓練施設などと連携しながら、リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・ 重度心身障がい者（児）が必要な医療サービスを受けられるよう、広域での課題として湖東地域障害者自立支援協議会で検討し、対応に努めます。

③難病や重度障がい者等への支援

- ・ 難病患者、重度障がい者等とその家族に対して、療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケア体制の充実に努めます。
- ・ 難病患者に対し、福祉サービスの利用について適切な情報提供を行います。

④医療的ケア児を支援する体制づくり

- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るためのネットワークづくりに努めます。

⑤精神保健福祉施策の推進

- ・保健・医療、福祉関係者が連携し、精神障がいのある人の課題を協議し、地域生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ・精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

⑥地域包括ケアシステムの充実

- ・住み慣れた地域での生活の継続支援等を目的として、地域住民への疾病等の予防意識などに関する啓発をよりいっそう充実します。
- ・「多職種協働会議」において、生活課題の解消のために障がいのある人のそれぞれのニーズを正しく把握するとともに、様々な機関・人材ネットワークを強化し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

⑦医療費等の公費負担の実施

- ・障がいのある人の機能回復のための更生医療や身体障がいのある児童に対して障がいを軽減・除去するために必要な育成医療費を給付し、経済的負担を軽減するとともに保健福祉の増進を図ります。
- ・精神医療の通院医療費を給付することにより在宅の精神障がいのある人の医療の確保、継続的受療の促進、精神障がいの早期治療、再発防止を図ります。
- ・重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業や重度心身障害老人等福祉医療費助成事業により、障がいのある人の医療費の負担を軽減します。

（２）福祉サービスの充実

現状及び課題

障がいのある人が尊厳を持って日常生活や社会生活を営むためには、個々のニーズが何かを把握するとともに、実態に応じた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の適切な支援を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保など在宅サービスの充実を図ることが求められます。

本町及び圏域には、多様なサービス事業所があり、様々なサービスを提供していますが、一部のサービスについては不足しているなどの課題があります。また、福祉職場における人材不足も課題になっており、十分なサービスを提供するためには人材確保も必要です。

障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用する人も増えつつあり、情報共有や連携が必要です。

①訪問系サービスの充実

- ・居宅介護、重度訪問介護をはじめとする訪問系サービスの提供を進め、障がいのある人の在宅での生活を支援します。
- ・行動援護、同行援護による移動支援の充実を図り、障がいのある人の外出を支援します。

②日中活動系サービスの充実

- ・自立訓練、生活介護、療養介護をはじめとする日中活動系サービスの充実を図り、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

③地域生活支援事業の充実

- ・障がいのある人が地域において自立した生活ができるよう、地域生活を支援する各種事業を実施します。

④介護保険サービスとの連携

- ・障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険事業のケアマネジャーとの協議の場を設け、介護保険サービスと障がい福祉サービスの効果的な利用ができるように取り組みます。

⑤補装具の交付・修理

- ・身体上の障がいを補うための用具の購入、修理費を支給します。

⑥日常生活用具の支給

- ・障がいのある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要した費用の一部を支給します。

⑦各種手当・給付金支給制度の周知

- ・障害児福祉手当、障害基礎年金、福祉医療費助成、精神障害者通院医療費助成等、各種手当・給付金支給制度の広報に努めます。

⑧サービスに関する情報・相談体制の整備

- ・窓口における広報のほか、相談支援事業所や相談員等との連携により、サービス利用を支援する包括的な情報提供・相談支援体制の構築を進めます。
- ・サービス調整会議や湖東地域障害者自立支援協議会等を通じ、事業者同士あるいは関係機関との情報共有及び連携を深めます。

⑨障がい児福祉サービスの提供体制の整備

- ・障がいのある児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要なサービスを利用し、発達を促すことや、居場所づくりができるよう、体制の整備に努めます。

(3) 居住の場の確保

現状及び課題

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らすためには、住環境の整備が必要であり、住まいへの手すりの設置やバリアフリー*化への住宅改修費用の助成制度の周知・実施に努めています。今後も引き続き、住環境の整備に向けた取り組みに努めます。

今後の方向性

①公営住宅におけるバリアフリー化と入居支援

- ・高齢者や障がいのある人が安心して生活できるよう、公営住宅におけるバリアフリー化など安全な住宅整備を推進します。

②住宅改造費助成制度の周知

- ・住宅改造の経済的負担を軽減するため、住宅改造費助成制度の周知・活用に努めます。

③地域における生活場所の確保へ向けた支援

- ・障がいのある人の地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、民間賃貸住宅や空き家の活用等、地域における居住の場の確保に努めます。

④施設への支援

- ・施設の安定的運営へ向けた取り組みを支援するとともに、事業実施にあたっての連携・情報共有体制づくりに努めます。

(4) 相談支援体制の充実

現状及び課題

障がいのある人に必要な支援は、障がいの種別や程度、生活状況などにより異なります。一人ひとりが必要なサービスを適切に利用できるよう、保健・医療・福祉・教育をはじめとした様々な情報を集約し、様々な相談に対応できる体制が必要です。

本町では、民生委員・児童委員や各障害者相談員等が身近な相談に応じているほか、社会福祉協議会で生活全般に関わる総合相談を実施しています。また、相談支援事業所において計画相談や地域移行支援を実施しているほか、「ステップアップ21」に基幹相談支援センターを委託設置しています。

障がいのある人の高齢化による介護保険事業との調整をはじめ、児童や生活保護、高齢者など様々な福祉分野に関わるケースが増えていることから、関係機関の連携や情報共有の強化をいっそう図ることが必要です。

今後の方向性

①相談窓口の充実

- ・担当課における相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関と連携して窓口の明確化と相談体制の充実を図ります。
- ・人権相談所における人権相談など、身近な地域での相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・担当課や各種相談員等による各家庭への訪問等を通じて、相談支援に努めます。
- ・社会福祉協議会による相談窓口を充実させるとともに、情報の発信・周知に努めます。

②基幹相談支援センターの充実

- ・相談支援事業所等と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実を図ります。
- ・保健・医療・福祉・教育・就労等様々な分野における関係機関及び湖東地域障害者自立支援協議会等の広域的な検討機関との連携を強化し、ライフステージや障がいの特性に応じた適切な相談支援のネットワークづくりに努めます。
- ・高齢となった障がいのある人の相談やニーズに適切に対応するため、サービス調整会議を通じ、障害者地域生活支援センターをはじめ、地域包括支援センター等の関係機関の連携強化を図ります。

③相談員による相談支援の充実

- ・民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、人権擁護委員等相談員による相談支援に努めるとともに、活動の周知を図ります。
- ・民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、人権擁護委員等相談員に対する、研修会や講習会の実施により資質の向上を図ります。

④家族に対する支援

- ・障がいのある人の地域での生活を実現するためには、家族の理解や協力が不可欠なため、障がいのある人の家族が必要な知識を身につけたり、交流機会を設けるなど家族に対する支援に取り組みます。

(5) 権利擁護の推進

現状及び課題

「障害者総合支援法」では、障がいのある人が「どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、障がい福祉サービス事業者等に対し、障がいのある人の意思決定の支援に配慮することを求めています。

また、判断能力が十分でない障がいのある人の権利を守るためには、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用が必要なことから、制度や利用方法などの周知を行うとともに、利用促進を図ることが必要です。

今後の方向性

①自己決定の支援

- ・日常生活や社会生活において、障がいのある人の意思が適切に反映されるよう、障がい福祉サービス事業者等に対し、意思決定支援ガイドラインの周知を図ります。

②地域福祉権利擁護事業の推進

- ・社会福祉協議会が、個人の状態に合った福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理などの支援計画を策定し、契約に基づき計画に沿った援助サービスが提供できるよう、地域福祉権利擁護事業の推進を図ります。

③成年後見制度の周知・相談

- ・判断能力が十分でない障がいのある人にとって、本人らしい自立した生活を実現するためには、どのように本人を支え、権利を守ることができるかを調査検討し、必要に応じて適正に成年後見制度が活用できるよう周知・相談に取り組みます。

3. 自分らしくいきいきと育つ療育・教育体制の充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育

現状及び課題

障がいの原因となる疾病等の予防や治療のためには、妊婦健康診査や乳幼児健康診査及び児童に対する健康診断に加え、保健指導の適切な実施が必要です。本町では、各種健康診査や保健師による家庭訪問を充実させ、障がいの早期発見や早期療育に努めています。

近年では、発達障がいについての相談が増えており、保護者の不安を軽減することや、関係機関が連携し、乳幼児期から学童期、卒業後まで途切れのない支援を行うことが必要です。児童福祉法の改正により、医療的ケアが必要な児童や児童の発達支援についてのサービスの提供体制を整備することが求められており、医療・保健・教育・福祉のネットワークによる支援体制を充実させることが必要です。

今後の方向性

①各種健康診査の実施

- ・妊婦健康診査、乳幼児健康診査等により、疾病や障がいがあると疑われる状態を早期に発見し、適切な保健指導・早期療育につなげていきます。

②発達障がい児支援の充実

- ・乳幼児相談をはじめ保健師による家庭訪問や相談などにより、必要と思われる子どもと保護者に対しては、心理判定員が発達検査と助言を行うことで子どもの発達を促します。また、発達相談後は必要に応じて専門機関につなげていきます。
- ・保健・教育・福祉・医療の関係機関とのネットワークを形成し、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）など発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。

③親子教室の実施

- ・乳幼児健康診査、発達相談及び訪問等において、発達の遅れ等が疑われる乳幼児並びに保護者の養育上の支援が必要と判断された未就園の子どもとその親に対して、親子あそびや育児相談を実施し、心のサポートに着目した支援など、母子保健事業のいっそうの充実をめざします。

④療育体制の整備

- ・児童発達支援や放課後等デイサービスなどにおいて早期に適切な支援が受けられるよう、保健師と保育士との連携による早期把握に努め、関係機関の情報共有を推進し、適切な療育につながる支援体制の整備を図ります。
- ・乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育等の支援体制を充実することにより、生涯にわたり、障がいのある人自身の“自ら育つ”意欲を育みます。

(2) とともに学ぶ保育・教育の推進

現状及び課題

平成 26 年 1 月に批准された障害者の権利に関する条約では、障がいのある児童・生徒が可能な限りとともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築とともに、そのための合理的配慮を提供することやニーズに応じた多様な学びの場を提供することなどが求められています。条約の批准に合わせ、学校教育法施行令の一部改正や障害者差別解消法が制定・施行され、障がいのある児童・生徒の就学先の決定にあたり、早期からの教育相談・支援を通じて本人やその保護者に十分な情報提供を行うことや、本人やその保護者の意見を踏まえながら、本人の将来の生活を考えた時に一番ふさわしい選択とは何かを専門家の意見や教育の体制整備の状況、教育上必要な支援の内容など総合的に判断して助言・指導することなどが必要となっています。

本町においても、一人ひとりの障がいの状態を把握し、情報共有を図る個別ファイルの作成などを進めていますが、個別の支援が必要な児童が増加し、必要な人員の確保が十分でなく、また、教育施設のバリアフリー化には費用や時間がかかるなどの課題もあります。

今後も、保育士・教職員の専門性の向上を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の実施に向けて可能な限り、とともに学ぶことができる体制構築を進めるとともに、本人の将来を見据えての強い指導性が求められています。

今後の方向性

①障がい児保育の環境充実

- ・ 保育園・幼稚園において、障がいの特性や教育的ニーズに応じた適切な保育を受けられるよう、保育環境の充実に努めます。
- ・ 専門機関と連携し、保育士・教職員の資質向上を図ります。

②学校教育の環境整備

- ・ 学校施設のバリアフリー化など、障がいのある児童・生徒が学習しやすい施設整備に努めます。
- ・ 適応教室、通級指導教室の整備について検討を進めます。

③インクルーシブ教育の推進

- ・ 障がいのある児童・生徒が必要な支援を受けながら、可能な限り地域の学校においてとともに学ぶことができるよう、合理的配慮の提供体制の整備に努めます。
- ・ 自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援に取り組みます。

④教職員の専門性の向上

- ・ 障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、特別支援教育に関する研究・研修、実践的な交流会等を実施し、教員の専門性を高め学習指導の充実と向上を図ります。

⑤地域における障がいのある子どもへの支援

- ・短期入所や日中一時支援、外出支援等各種制度の活用により、放課後や休日、緊急時などの学校外での支援に努めます。また、障がいのある人同士やその家族の交流の場を充実させ、仲間づくり、対人関係の向上に向けて支援します。

⑥教育相談の充実

- ・保護者の教育上の悩みや不安を解消し、一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関の連携強化により教育相談の充実に努めます。

⑦途切れのない教育・支援の推進

- ・教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な支援を行います。
- ・支援目標・内容・方法等を個別・具体化した「個別の支援計画」を作成し、一人ひとりが適切な教育を受けられるように努めます。

⑧就学・進路指導體制の充実

- ・就学先決定に際し、早い段階で本人や保護者に十分な情報提供を行うとともに、教育や福祉、関係機関が連携し、一人ひとりの障がいの状態を踏まえて総合的に判断し、助言・指導できる体制を整備します。

⑨途切れのない支援体制の構築

- ・教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定と情報共有に努め、乳幼児期から就労にいたるまで途切れのない支援体制の構築を図ります。

4. 社会参加の促進

(1) 総合的な就労支援施策の推進

現状及び課題

障がいのある人が自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある人がその適正に依りて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労を図るなど、総合的な支援を推進することが必要です。

本町では、働き・暮らしコトー支援センターや障害者職業センターと連携し、障がいのある人の雇用促進に努めています。また、一般就労が困難な人については、町内外で就労系事業所を利用できる環境づくりに取り組んでいます。

今後は、障がい者雇用についての各種助成制度を活用し、企業に対する支援を行うとともに、障がい者雇用に関するノウハウの提供を推進することが必要です。また、トライアル雇用やジョブコーチ*の利用を推進するなど、様々な制度や支援を活用し、障がいのある人の就労と職場定着に努めることが必要です。

今後の方向性

①民間企業への啓発・雇用拡大の促進

- ・企業に対して、障害者雇用促進法及び法定雇用率の周知徹底を図るとともに、障がい者雇用の研修会等を通じて啓発を図ります。
- ・就労を支援する各種制度の周知及び活用を促進し、障がい者雇用の拡大及び雇用環境の向上を図ります。
- ・窓口やハローワーク、相談支援事業所、商工会、学校、職業安定協力員等、関係機関及び相談員の相互連携、情報共有により、民間企業における雇用を包括的に支援していきます。

②公共機関における雇用拡大の推進

- ・公的機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、事業所への委託可能な作業の検討を行うなど、職域の拡大に努めます。

③就労移行支援の充実

- ・就労を希望する障がいのある人に、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・就労を希望する障がいのある人と、障がい者雇用に関心がある企業とのマッチングを行うとともに、就労後における職場定着の支援を行います。

④実践的訓練機会の充実

- ・働き・暮らしコトー支援センターやハローワーク等と連携して、職業適応援助者（ジョブコーチ）の利用を積極的に推進し、障がいのある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。
- ・トライWORK推進事業、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりに努めます。

⑤福祉的就労の充実

- ・障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、施設等への支援及び連携強化を図ります。
- ・一般企業での就労が困難な人に対して働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。

⑥農福連携の推進

- ・農業の分野でどのような就労が可能か研究し、農福連携の新しい就労の開拓に努めます。

⑦職場への移動・通勤支援

- ・働く意欲と能力のある人が企業で働けるように、自動車運転免許証の取得や自動車改造の費用補助等により、通勤手段の確保に努めます。

⑧相談・助言体制の充実

- ・ハローワークや働き・暮らしコトー支援センター等の相談支援事業所、職業安定協力員等、就労支援機関及び支援員の連携を図り、適切な相談・助言を行います。

⑨広域的な就労ネットワークの形成

- ・働き・暮らしコトー支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所、企業、特別支援学校、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障がいのある人の就労支援が図れる体制づくり、情報提供・相談支援に努めます。また、障がい者制度の枠組みを超えた、包括的な就労支援をめざします。

(2) スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進

現状及び課題

障がいのある人が生きがいを持って豊かに生活をするためには、スポーツや文化・レクリエーション活動など充実していることが必要です。そのためには、地域の施設・設備の整備を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の育成や活動を支援するボランティアの養成、活動や発表の場づくりが求められます。

本町では、スペシャルオリンピックス（SO）の活動を推進し、健康づくりや体力の向上に取り組んでいます。

今後も、指導者の育成や社会体育施設の整備、障がいのある人の作品を展示する場を設けるなど、スポーツ・文化・レクリエーション活動を推進します。

今後の方向性

①文化・芸術活動の推進

- ・障がい者団体や事業所等による文化・芸術・スポーツ活動の実施に際して、会場の確保など障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行い、円滑な開催への支援に努めます。
- ・障がいのある人が文化・芸術活動に気軽に参加できるよう、障がいのある人の作品を展示するなど、発表の場の充実に努めます。

②生涯学習の促進

- ・生涯学習活動やレクリエーション活動に障がいのある人が参加できるよう、内容や情報提供のあり方を工夫するとともに、活動を支援するボランティアの育成に努めます。

③スポーツ活動の推進

- ・健康づくりのための日常的な運動やスポーツを促進するよう、障がいのある人も参加できるプログラムや運動する機会づくりを進めるとともに、参加のための支援に努めます。
- ・障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるように、指導者の育成・研修に取り組めます。
- ・2020年の東京パラリンピック等、障がいのある人のスポーツの普及・啓発に努めます。
- ・スペシャルオリンピックス（SO）の活動を推進し、健康や体力の増進、スキルの向上を図ります。

④社会体育施設の整備

- ・だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設のバリアフリー化等整備に努めます。

5. 安心して快適に暮らせる基盤づくりの促進

(1) 情報アクセシビリティの向上

現状及び課題

障がいのある人が自らの意思に基づいた選択や決定をするためには、必要な情報に円滑にアクセスできることが必要です。そのためには、障がいのある人に配慮した情報提供のあり方を工夫したり、情報通信機器の活用などが求められます。

本町においても、滋賀県視覚障害者協会に委託し、広報とよさとの点字版・音声版を発行しているほか、ホームページについても色覚障がい者に見えやすい色合いに配慮するなど、情報提供のあり方を工夫しています。また、窓口業務についても、「豊郷町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、障がいのある人に配慮するように取り組みを進めています。

今後も、手話通訳者や要約筆記者を養成するなど、障がいのある人が様々な情報に円滑にアクセスできるように努めることが必要です。

今後の方向性

①わかりやすい情報提供の推進

- ・ 広報紙・パンフレット等の印刷物やホームページ等、各種広報媒体について、文字の大きさや字体、色彩等に配慮し、障がいのある人にとってわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 障がい福祉の制度改正や福祉サービス等の情報周知に向けて、わかりやすい情報提供を行います。

②窓口等における情報提供の充実

- ・ 窓口において手帳交付時や各種手続きの申請時などを利用した情報提供を行うとともに、事業所や病院等、障がいのある人の身近な生活場所にパンフレットを設置したり、イベントや交流活動時に配布するなど、機会をとらえた適切な情報提供に努めます。

③障がいの種類に配慮した情報提供の充実

- ・ 視覚障がいのある人に対して広報の点字版・録音版の発行を行うなど、障がいに配慮した情報提供に努めます。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、人材の育成及び確保に努めます。

④窓口業務における障がいのある人への配慮の充実

- ・ 「豊郷町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、町職員が必要な配慮や支援の方法を理解し、窓口業務等で適切に対応できるよう取り組みます。

(2) 地域福祉の推進

現状及び課題

障がいのある人や高齢者など支援が必要な人を地域ぐるみで支える活動が求められています。日常の細かな声かけ、緊急時の手助けなど公的なサービスだけでは支えきれない支援がたくさんあり、関係機関と協力して積極的な地域福祉活動を推進していくことが重要です。

平成 30 年 4 月 1 日に施行される社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携により、解決を図ることなどが盛り込まれました。疾病や障がい、介護、出産・子育てなど縦割りの公的な支援制度のもとで対応を図るのではなく、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 団体などが連携し、複合的な課題に丸ごと対応する仕組みづくりが求められています。

今後の方向性

① 社会福祉協議会との連携

- ・地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会は、住民のニーズや課題を把握し、住民・行政と協働してより住みやすい地域づくりを進めることが期待されており、社会福祉協議会と連携して、その経験を活かした地域福祉活動を支援します。

② ボランティアの育成

- ・社会福祉協議会と協力してボランティアの育成に努めるとともに、活動がさらに広がるよう支援していきます。また、地域福祉活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。

③ 障がい者団体の育成・活動支援

- ・障がい者団体において、メンバーの高齢化や新規入会者の減少が進んでおり、窓口で障がい者団体活動の周知を行い、新規会員の確保をはじめ、団体活動の活性化・活発化を支援します。また、障がいのある人を支援するボランティア団体と連携し、地域福祉活動の充実を図ります。

④ 地域自治活動の充実

- ・地域の中で見守り・助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、相談員（身体・知的）などによる小地域ネットワークの形成を図ります。

(3) 住みよいまちづくりの促進

現状及び課題

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らすためには、障がいのある人に配慮したまちづくりを進めるとともに、生活環境における社会的障壁の除去を進めることが必要です。そのためには、バリアフリー法や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考えのもとで、建築物や道路、公共交通機関等の生活環境を整備することが必要です。

本町では、公共施設・道路・講演等の整備に際し、地域に住むすべての人が利用しやすくなるよう、その利便性と安全性の向上を図っていきます。

今後の方向性

①ユニバーサルデザインの普及・啓発

- ・だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

②公共施設などの整備・改善

- ・公共施設において、身体障がい者用トイレ、オストメイト対応のトイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進します。また、身体障がい者用駐車場の確保に努めます。

③民間施設の整備・改善へ向けた啓発

- ・民間による施設の建設や既存施設の改修において、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた整備基準を遵守するよう、指導・助言を行います。

④道路・交通安全施設の整備

- ・安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、誘導ラインや点字ブロックなど、道路施設の維持改良を推進します。
- ・道路標識や案内などにおいて、障がいのある人にわかりやすい色彩やデザインになるよう努めます。
- ・道路・交通安全設備の改善を必要に応じて関係機関に要望していきます。

⑤移動環境の整備

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対する移動支援事業を推進します。
- ・自動車運転免許取得や自動車改造費の助成、通院時におけるガソリン券の支給等、移動・交通にかかる各種助成制度の周知・活用を図ります。
- ・すまいるたうんばすとデマンド車の運行により、通所、通院等の利便性を図ります。

(4) 防犯・防災対策

現状及び課題

東日本大震災や近年の大規模災害において、障がいのある人の災害時の情報伝達や避難体制の課題が明らかになっています。災害情報や避難について、障がいのある人に適切にわかりやすく伝える仕組みをつくるとともに、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援体制を整備することが必要です。また、防災訓練等を通じ、災害時における課題を明らかにするとともに、避難時にどのような設備や資材、支援が必要かなどを検討し、対策を講じることも必要です。

また、近年のライフスタイルの多様化に伴い、消費生活の安全確保が求められています。特に弱い立場の人を狙った悪質な商法や違法行為も全国的に後を絶たず社会問題となっている状況からも、地域における防犯体制を充実させるとともに、成年後見制度*を利用した被害の予防や救済を進めることも必要です。

今後の方向性

①地域における防災体制の強化

- ・豊郷町地域防災計画に基づき、障がいの特性に配慮した適切な防災支援に努めます。
- ・災害の防止や減災を図るため、地震・洪水ハザードマップの活用などによって災害に関する情報提供を図り、防災意識の高揚に努めます。
- ・各自治会の行う自主防災活動を支援するとともに、災害に備えた地域の助け合いネットワークづくりに努めます。
- ・民生委員・児童委員や消防署等と連携した防災訓練を通じ、災害時における障がいのある人の課題を整理し、必要な支援体制づくりに努めます。

②災害情報を伝える仕組みづくり

- ・防災無線等の通信機器の活用をはじめ、情報伝達手段の確保及び向上に努めます。
- ・聴覚・言語障がいのある人等へのFAXの活用、ひとり暮らしの障がいのある人への緊急通報システムやFAX110番等の周知・活用を図るなど、障がいに配慮した情報提供を図ります。

③災害時における支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者情報の把握に努めます。また、自治会、民生委員と情報(名簿)の共有を図るとともに、要支援者一人ひとりの避難支援計画個人表の作成に取り組みます。
- ・災害時における町職員や民生委員・児童委員等による支援体制の構築に努めます。

④避難支援の推進

- ・障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、必要な設備や物品を整備するとともに、障がいの特性に配慮した環境整備と福祉避難所*の確保に取り組みます。
- ・医療的ケアが必要な人に対し、医療機関と連携した支援が提供できるよう、体制の整備に努めます。

⑤地域における防犯体制の強化

- ・判断能力が十分でない人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないよう権利擁護の推進を図るとともに、必要に応じて成年後見制度等を活用した支援を進めます。
- ・消費者トラブルについての情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。
- ・彦根警察署や駐在所、自治会等と連携し、安全で安心できるまちづくりを実現するため、地域防犯体制の充実に努めます。

(5) 虐待の防止

現状及び課題

「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、権利侵害の防止や被害の救済を図ることが必要です。障がいのある人の中には、虐待の認識が明確でなかったり、被害を伝えられないことも考えられるため、地域での見守りネットワークの構築が必要です。また、虐待を早期に見つけるためにも、障害者虐待防止法の周知や、民生委員・児童委員をはじめ地域全体で見守り、虐待の兆候を見つけるための意識啓発が必要です。

今後の方向性

①見守りネットワークの構築

- ・地域全体で弱者の見守りが進められるよう見守りネットワークの構築に努めます。

②広報・啓発活動の実施

- ・障害者虐待防止法の周知を図るとともに、虐待防止のための啓発活動を行います。

第 3 部

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 障がい福祉サービスの提供についての考え方

障がい福祉サービスの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

①必要な訪問系サービスの提供

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、障がいのある人が地域で生活するために必要な訪問系サービスが提供できることをめざします。

②状況に応じた日中活動系サービスの提供

障がいのある人の状況に応じ、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターにて日中活動系サービスが提供できることをめざします。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。訪問系サービスや日中活動系サービスの提供により、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続が図られるように努めます。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤相談支援体制の充実

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であり、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を整理し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関とその他関係機関との連携に努めます。

2. 障がい児福祉サービスの提供についての考え方

子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保を図るとともに、共生社会の形成促進の視点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

①地域支援体制の構築
障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備。
②保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携支援
保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策と連携を図るとともに、就学時及び卒業時において、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密に連携。
③地域社会への参加・包容の推進
保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築により、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進。
④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実に加え、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児や、虐待を受けた障がい児等特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制を整備。
⑤障がい児相談支援体制の確保
障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的で重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援の提供体制を構築。

第2章 本計画期間中の成果目標

1. 平成32年度末までの成果目標

(1) 障がい福祉サービス

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	○平成32年度末時点で平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
--------	--

【考え方】

施設入所者の地域生活移行者数について、第4期障害福祉計画の目標値2人に対して実績値は2人となっています。

平成28年度末の施設入所者数は8人となっており、1人の削減が必要となります。入所者の事情や家族関係等を考慮し、本町の目標は1人とします。

平成28年度末の施設入所者数	8人
平成32年度末までの施設入所者の地域生活移行者数	1人
平成32年度末までの施設入所者の削減数	1人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	○平成32年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独で設置するのが困難な場合は、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
--------	--

【考え方】

精神障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、平成32年度末までに、湖東圏域（1市4町）により、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することをめざします。

③地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	○平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 カ所を整備することを基本とする。
--------	--

【考え方】

緊急時に対応できる機能を有する地域生活支援拠点の整備に向けて、湖東圏域（1 市 4 町）で協議を進めています。引き続き、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、障がいのある人の地域生活を支える地域生活支援拠点の設置を推進します。

地域生活支援拠点の設置数	1 カ所
--------------	------

④福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	<p>○平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することをめざす。</p> <p>○就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることをめざす。</p> <p>○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。【新規項目】</p>
--------	---

【考え方】

平成 28 年度に就労移行支援事業を利用して一般就労した人数は 0 人となっています。国の基本指針では、その 1.5 倍以上を目標に設定する必要があります。本町では、平成 32 年度において 1 人 の一般就労への移行を目標とします。

平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数は 0 人となっています。国の基本指針では、2 割以上増を目標とする必要があります。本町では、平成 32 年度末における就労移行支援事業所の利用者数の目標を 1 人 とします。

平成 28 年度における福祉施設から一般就労への移行者数	0 人
平成 32 年度における福祉施設から一般就労への移行者数	1 人
平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数	0 人
平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数	1 人

(2) 障がい児福祉サービス

①重層的な地域支援体制の構築（新規項目）

国の基本指針	<p>○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>○平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
--------	--

【考え方】

発達が気になる子どもに対し、療育や相談支援を行う児童発達支援センターについては、愛知・犬上郡（4町）で1カ所整備することを目標とします。

保育所等訪問支援については、平成 30 年度から愛知・犬上郡（4町）において実施する事業所があるため、利用できる体制が整備されます。

児童発達支援センターの設置数	愛知・犬上郡で1カ所
保育所等訪問支援が利用できる体制整備	愛知・犬上郡で1カ所

②医療的ニーズへの対応（新規項目）

国の基本指針	<p>○平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>○平成 32 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>
--------	--

【考え方】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、湖東圏域（1市4町）で整備することを目標とします。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、湖東圏域（1市4町）自立支援協議会を協議の場としているため、すでに設置済みです。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	湖東圏域（1市4町）で1カ所整備
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	
医療的ケア児を支援する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携を図る協議の場の設置	設置済

第3章 本計画における見込量と整備方針

1. 障がい福祉サービスの実績と見込量

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	対象となる人	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上。 「歩行」で「全面的な支援が必要」、 「移乗」「移動」で「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」、 「排尿」「排便」で「部分的な支援が必要」 または「全面的な支援が必要」のいずれか1つ以上に認定。	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分が4以上。 かつ、二肢以上に麻痺等があり、 「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外。認定調査項目で行動関連項目等の合計点数が10点以上。	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動中の介護及び生活等に関する相談等を総合的に行います。
行動援護	障害支援区分3以上。 認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上。	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など必要な援助を行います。
同行援護	障害支援区分2以上。 「歩行」で「全面的な支援が必要」、 「移乗」「移動」で「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」、 「排尿」「排便」で「部分的な支援が必要」 または「全面的な支援が必要」のいずれか1つ以上に認定。	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等、必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人。障害支援区分6に該当する者で意思疎通に著しい困難を有する人。	重度の障がいのある人等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■第4期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	人	計画値	17	17	17
	時間	計画値	198	234	220
居宅介護	人	実績値	18	19	17
	時間	実績値	189	195	242
重度訪問介護	人	実績値	0	1	1
	時間	実績値	0	5	10
行動援護	人	実績値	5	6	5
	時間	実績値	66	90	135
同行援護	人	実績値	4	4	4
	時間	実績値	69	111	110
重度障害者等 包括支援	人	実績値	0	0	0
	時間	実績値	0	0	0

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	人	19	19	20
	時間	270	270	280
重度訪問介護	人	1	1	1
	時間	10	10	10
行動援護	人	6	6	7
	時間	140	140	160
同行援護	人	4	4	5
	時間	110	110	140
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

■見込量達成のための方策

居宅介護は実績に加え、平成32年度末までに施設からの地域移行1人を目標としていることを踏まえて見込んでいます。重度訪問介護、行動援護、同行援護は現在も利用者があるため、提供できる体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの内容

サービス名	対象となる人	内容
生活介護	障害支援区分3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上。50歳以上の場合は区分2（障がい者施設に入所する場合は区分3）以上。生活介護と施設入所支援の利用の組み合わせを希望する者で区分4（50歳以上では区分3）より低い方。	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供など、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した方で地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。特別支援学校を卒業した方で地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションなどの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所した方で地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方。特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している方で、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。	障がい者支援施設やサービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人。	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス名	対象となる人	内容
就労移行支援	就労を希望する方で、単独で就労が困難なため就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介やその他の支援が必要な65歳未満の方。あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許または灸師免許を取得することにより就労を希望する人。	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援A型	雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満の人。就労移行支援事業を利用したが、一般就労に結びつかなかった人。特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、一般就労に結びつかなかった人。就労経験のある方で、現在は就労していない人。	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。（雇用型）
就労継続支援B型	就労経験がある人で年齢や体力の面で一般就労が困難な人。就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人。	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。（非雇用型）
就労定着支援（新）	就労移行支援等の利用により一般就労に移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の方。筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人で障害支援区分5以上の人。	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所	福祉型は障害支援区分1以上。	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■第4期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	実績値	27	26	22
		計画値	27	27	27
	人/日	実績値	487	414	379
		計画値	467	470	465
自立訓練 (機能訓練)	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人/日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人/日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
宿泊型自立訓練	人	実績値	2	3	3
		計画値	2	3	5
	人/日	実績値	16	18	16
		計画値	19	18	15
就労移行支援	人	実績値	3	0	0
		計画値	2	3	5
	人/日	実績値	26	0	0
		計画値	44	66	110
就労継続支援 A型	人	実績値	2	3	3
		計画値	2	2	2
	人/日	実績値	26	28	45
		計画値	44	44	44
就労継続支援 B型	人	実績値	31	32	32
		計画値	31	31	31
	人/日	実績値	590	508	540
		計画値	541	546	533
療養介護	人	実績値	2	2	2
		計画値	2	2	2
短期入所	人	実績値	5	6	5
		計画値	5	6	5
	人/日	実績値	24	20	20
		計画値	24	20	20

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人	23	23	24
	人/日	414	414	432
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人/日	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
	人/日	0	0	0
宿泊型自立訓練	人	3	3	4
	人/日	18	18	24
就労移行支援	人	1	1	1
	人/日	20	20	20
就労継続支援 A 型	人	3	3	3
	人/日	45	45	45
就労継続支援 B 型	人	32	33	34
	人/日	576	594	612
就労定着支援	人	0	0	1
療養介護	人	2	2	2
短期入所	人	6	6	6
	人/日	24	24	24

■見込量達成のための方策

生活介護の利用者は減少傾向にありますが、特別支援学校の卒業生を中心に一定のニーズを見込んでいます。機能訓練、生活訓練は実績がないため、今後も利用を見込んでいませんが、宿泊型自立訓練は今後も実績と同程度の利用を見込んでいます。就労移行支援は、平成 32 年度末までの成果目標に基づいて設定しています。

就労定着支援は新規のサービスのため、圏域で実施する事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■居住系サービスの内容

サービス名	対象となる人	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で、日常生活上の援助を必要とする障がいのある人。	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4以上の人。自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練をすることが必要かつ効果的な人。就労継続支援B型または生活介護と施設入所支援との組み合わせを希望する方で区分4より低い人。	障がい者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助 (新)	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がいのある人で一人暮らしを希望する人。	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■第4期計画における実績

(実人数)

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人	実績値	11	11	10
		計画値	11	11	11
施設入所支援	人	実績値	9	8	7
		計画値	9	10	10

※平成29年度分については、平成29年9月末時点の実績からの見込数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	人	10	11	11
施設入所支援	人	7	7	7
自立生活援助	人	0	0	1

■見込量達成のための方策

施設入所支援は、平成 32 年度末までの成果目標を踏まえて設定しています。

新規の自立生活援助については、ニーズを探りながら、湖東圏域においてサービスを実施する事業所の確保に向けて働きかけます。

(4) 相談支援

■相談支援の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■第4期計画における実績

(実人数)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/年	実績値	69	68	68
		計画値	71	72	73
地域移行支援	人/年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
地域定着支援	人/年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1

※平成 29 年度分については、平成 29 年9月末時点の実績からの見込数値(人/年)は年間の実人数

■本計画における見込量

(実人数)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人／年	70	71	72
地域移行支援	人／年	0	0	1
地域定着支援	人／年	0	0	1

■見込量達成のための方策

障がい福祉サービスの利用が年々増加しており、計画策定のための相談員が不足しています。サービスの利用について適切な計画を策定できるよう、引き続き、相談員の確保に努めます。地域移行支援については、平成 32 年度末までの成果目標を踏まえて設定しています。地域定着支援については、実績はありませんが、安定して地域生活に移行できるよう、サービスの提供を見込んでいます。

2. 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

■第4期計画における実績

サービス名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有

■見込量

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■見込量達成のための方策

国の補助金事業としては実施していませんが、「障害者週間」や「人権週間」などの機会に障がいのある人についての啓発活動を実施しています。湖東圏域でも「障害理解を深めるための講演会」を実施しており、今後も継続的に実施していきます。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート*、災害対策活動、ボランティア活動等）に対する支援方策を検討・実施していきます。

■第4期計画における実績

サービス名			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有

■見込量

サービス名			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	有

■見込量達成のための方策

国の補助事業としては実施していませんが、避難行動要支援者名簿を活用した災害訓練を実施しており、今後も本人・家族の交流会等についても継続的に進めます。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談（障害者相談支援事業）を行います。
基幹相談支援センター	障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。
基幹相談支援センター機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援に対応できるような、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等）配置するほか、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を行います。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのある人に、入所への支援、家主等への相談、助言を行います。

■第4期計画における実績

サービス名	単位		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害者相談支援事業	カ所	実績値	7	7	7
		計画値	9	9	9
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	実績値	検討	検討	検討
		計画値	検討	検討	検討

■見込量

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	カ所	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討

■見込量達成のための方策

障害者相談支援事業については、9カ所の事業所が利用できる体制にあります。身近な場所で相談ができる窓口の充実に努めていきます。

基幹相談支援センターについては、社会福祉法人とよさと「ステップアップ21」に委託して実施しています。基幹相談支援センター等機能強化事業については、必要な人員を確保し、障がいのある人の地域生活を支えるための相談事業の充実に取り組みます。

住宅入居等支援事業については、ニーズを把握しつつ、必要に応じて提供できる体制づくりに向けて検討を進めます。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部を助成します。

■第4期計画における実績

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援 事業	件	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1

※平成29年度は9月末までの実績値

■見込量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	件数	1	1	1

■見込量達成のための方策

成年後見制度利用支援事業の利用実績はありませんが、必要に応じて利用できる体制は確保しています。障がいのある人の実情等把握に努め、成年後見制度のあり方について検討します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■第4期計画における実績

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有

■見込量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

■見込量達成のための方策

現在も湖東圏域外で利用できる法人はありますが、平成 32 年度末までに彦根・愛知・犬上の1市4町による権利擁護サポートセンターの設置に向けて調整を図ります。

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。

■第4期計画における実績

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣	件	実績値	3	3	5
		計画値	20	20	20
要約筆記者派遣	件	実績値	16	13	8
		計画値	20	20	20

※平成29年度は9月末までの実績値

■見込量

(年間)

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣	件	5	5	5
要約筆記者派遣	件	15	15	15

■見込量達成のための方策

定期的な利用があるため、引き続きニーズに応じられるように提供体制を確保します。

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人（児童）に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具など日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がいのある人（児童）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子など。
自立生活支援用具	障がいのある人（児童）の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計などの、障がいのある人（児童）の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人（児童）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある人（児童）の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人（児童）の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■第4期計画における実績

（年間延べ利用人数）

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	実績値	4	0	0
		計画値	1	2	1
自立生活支援用具	件	実績値	2	2	0
		計画値	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	実績値	3	3	1
		計画値	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	実績値	2	4	2
		計画値	4	4	3
排せつ管理支援用具	件	実績値	188	232	227
		計画値	194	190	193
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	実績値	0	1	0
		計画値	1	0	0

※平成 29 年度は9月末までの実績値

■見込量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3
自立生活支援用具	件数	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件数	4	4	4
排せつ管理支援用具	件数	235	240	245
居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金)	件数	1	1	1

■見込量達成のための方策

排せつ管理支援用具は、利用が増加傾向にあります。今後も利用増を見込んで計画値を設定します。そのほかの日常生活支援用具については、一定のニーズに応えられるよう体制づくりを進めます。

⑧移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人（児童）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■第4期計画における実績

(実人数／年間延べ利用時間)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人	実績値	12	14	16
		計画値	8	8	8
	時間	実績値	608	762	929
		計画値	192	192	216

※平成 29 年度は9月末までの実績による見込値

■見込量

(年間)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人	17	18	19
	時間	1,000	1,040	1,080

■見込量達成のための方策

障がいのある人の社会参加や自己実現を支える重要なサービスであり、計画を上回る利用実績があります。障がい特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、同行援護や行動援護など外出介護との調整を図りながら効果的な事業実施に努めます。

⑨地域活動支援センター

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターについてⅠ～Ⅲ型の類型を設けて実施し、活動の充実を図ります。

■第4期計画における実績

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	カ所	実績値	3	3	3
		計画値	3	3	3
地域活動支援センター機能強化事業	カ所	実績値	2	2	2
		計画値	2	2	2

■見込量

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター	カ所	3	3	3
地域活動支援センター機能強化事業	カ所	2	2	2

■見込量達成のための方策

地域活動支援センターⅠ型事業については、湖東圏域1市4の共同事業として、「ステップアップ21」と「まな」に委託しており、引き続きこの2カ所で実施していきます。

Ⅱ型事業については、障害支援区分で生活介護の対象とならない人の日常生活の場として、「ステップアップ21」に委託しており、引き続き実施していきます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

■ 内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■ 第4期計画における実績

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人	実績値	12	16	14
		計画値	7	8	9
	日数	実績値	264	344	212
		計画値	205	220	240

※平成 29 年度は9月末までの実績による見込値

■ 見込量

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人	15	16	17
	日数	330	352	374

■ 見込量達成のための方策

放課後等デイサービス事業所が増えているものの、日中一時支援事業の利用も計画を上回っている状況です。長期休暇中の利用などのニーズがあることから、サービスの確保と充実に努めます。

②訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の地域生活を支援するため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

■第4期計画における実績

(実人数／年間延べ利用日数)

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	人	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	日数	実績値	0	0	0
		計画値	48	48	48

※平成29年度は9月末までの実績による見込値

■見込量

(実人数／年間延べ利用日数)

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1
	日数	48	48	48

■見込量達成のための方策

平成27年度以降の利用実績はありませんが、通所による入浴が困難な重度の障がいのある人の在宅生活を支援するため、ニーズに応じて実施できる体制を確保していきます。

3. 障がい児福祉サービスの実績と見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制づくりを進めます。

■第4期計画における実績

(実人数、年間延べ利用日数)

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人	実績値	3	5	4
		計画値	5	5	5
	人/日	実績値	113	122	133
		計画値	191	174	175
医療型 児童発達支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	人/日	実績値	0	0	0
		計画値	48	48	48
放課後等 デイサービス	人	実績値	3	8	11
		計画値	2	2	2
	人/日	実績値	101	425	1,116
		計画値	45	45	45
保育所等訪問 支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	人/日	実績値	0	0	0
		計画値	6	6	6
障害児相談支援	人/年	実績値	8	13	13
		計画値	7	7	7

※平成29年度分については、平成29年9月末時点の実績からの見込数値
 人日の実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値
 平成29年度の障がい児計画相談支援の実績値は9月末時点での実人数

■見込量

(実人数、年間延べ利用日数)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人	5	5	5
	人/日	140	140	140
医療型児童発達支援	人	1	1	1
	人/日	48	48	48
放課後等デイサービス	人	12	12	13
	人/日	1,200	1,200	1,300
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人/日	6	6	6
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1
	人/日	0	0	96
障害児相談支援	人/年	14	15	16
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人	0	0	1

■見込量達成のための方策

近隣等に放課後等デイサービス事業所が増加していることから、利用日数の増加を見込んでいます。保育所等訪問支援については、平成 30 年度から愛知・犬上郡 4 町で実施する事業所があり、本町では 1 人が利用できる体制を確保しています。医療的ケア児の支援についても、1 市 4 町で協議しつつ、平成 32 年度末までの体制構築をめざしています。

4. 保育施設等における障がい児入所者数の見込量

■見込量

サービス名			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	障がい児	人	28	28	28
放課後児童クラブ	障がい児	人	1	1	0

5. 町独自の事業

①豊郷町障害者生活支援事業

■内容

サービス名	内容
豊郷町障害者生活支援事業	町内に在住する障がいのある人に対し、在宅福祉サービスの利用補助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、日常生活相談、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、地域における障がいのある人やその家族の生活を支援し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。 (1) いきいきサロン (2) 相談事業 (3) 各種団体及び共催事業への支援及び指導・育成 (4) 支援区分認定調査への同行 (5) 情報の発信・住民周知・啓発活動
豊郷町障害者等通院費助成事業	障がいのある人の通院のための交通費及び燃料費の一部を助成することにより、生活の負担軽減を図ります。

■第4期計画における実績

(実利用人数)

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
いきいきサロン	人	実績値	18	16	12
		計画値	14	15	16
豊郷町障害者等通院費助成事業	人	実績値	153	158	160
		計画値	140	140	140

※平成 29 年度は9月末までの実績による見込値

■見込量

(実利用人数)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
いきいきサロン	人	12	12	12
豊郷町障害者等通院費助成事業	人	160	162	164

■見込量達成のための方策

いきいきサロンのあり方を見直しつつ、いきいきサロンに代わって様々な制度についての学習会等を含め、効果的な事業内容での開催など検討を進めます。障害者等通院費助成事業については、計画を上回る利用があるため、引き続き助成制度を維持していきます。

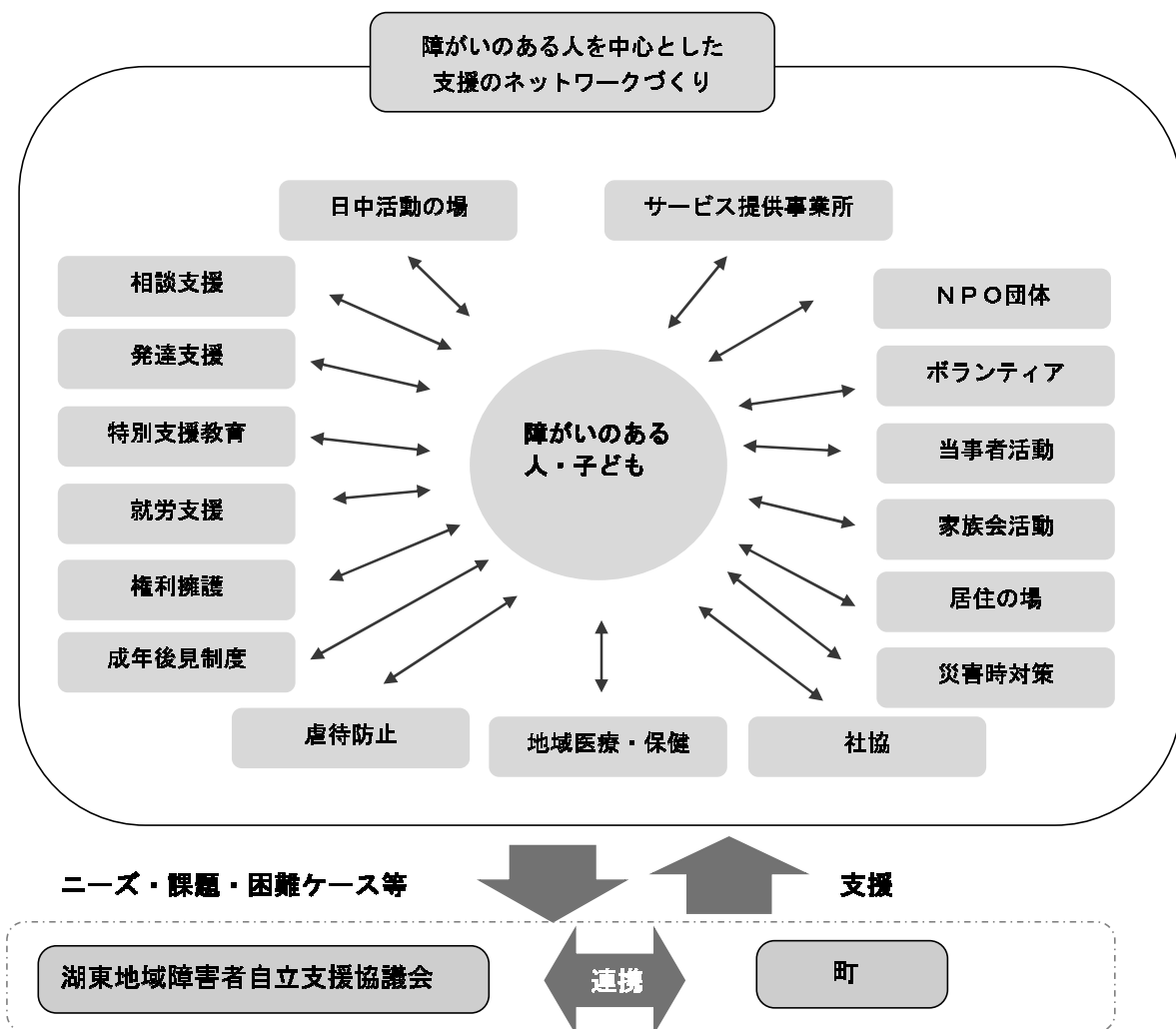
第4章 計画の推進にあたって

1. 計画の総合的な推進体制

あらゆる障がいのある人が生涯にわたって安心して暮らし、余暇活動や就労をはじめ社会参加できるよう、広く住民の理解と協力を得ながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を図ります。

また、地域社会を構成する町民やNPO団体、ボランティア、障がい当事者団体、サービス提供者、企業、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりをいっそう推進しながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

さらに、湖東圏域全体での取り組みを視野に入れて、湖東地域障害者自立支援協議会を中心に地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に必要な事項の協議や検討を行うとともに、事業等の円滑な実施を推進します。



2. 計画の進行管理

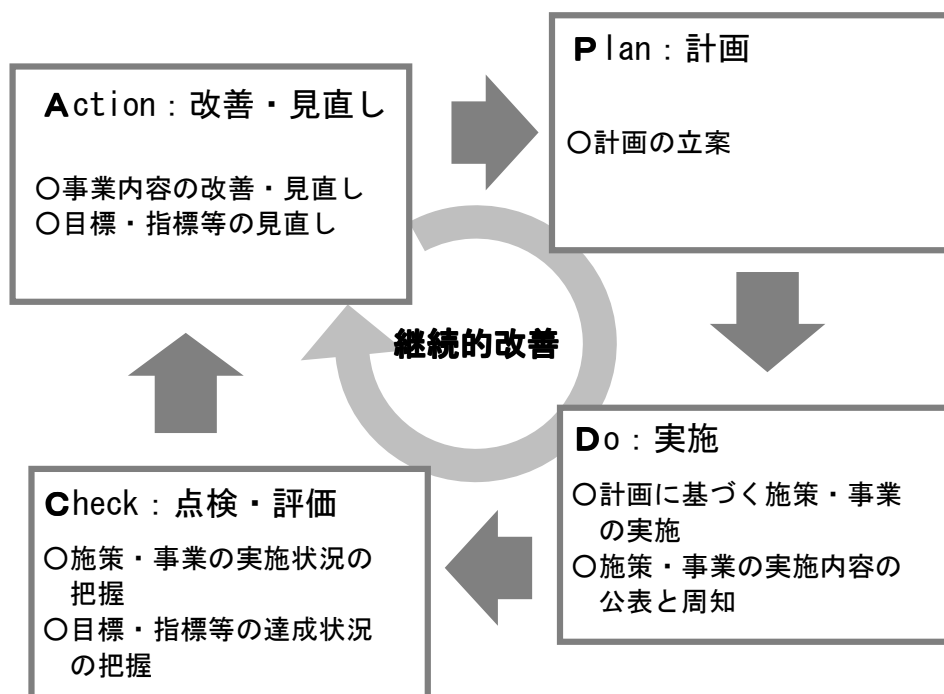
各年度において、サービス提供状況や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況の点検・評価など進行管理について、行政内部で検討を行うとともに、豊郷町障害者福祉計画等策定委員会で審議します。また、サービス見込量確保のための方策についても審議します。

また、湖東地域障害者自立支援協議会においても、状況分析や課題、対応策等の協議結果を定期的に確認し、計画の推進につなげます。

◇PDCAサイクル

- ・少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めます。

■PDCAサイクルのイメージ図



資料編

1. 用語集

	用語	説明
あ行	アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であることを表す用語。利用のしやすさ。
	NPO (NPO法人)	Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人(特定非営利活動法人)をいう。
か行	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をする事。
	高次脳機能障がい	脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障がいは、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ行	社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものをいう。
	障害者基本法	障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。
	障害者虐待防止法	「障害者虐待防止法」の対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障害者手帳を取得していない場合も含まれる。具体的には、「身体的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」の虐待が挙げられる。
	障害者総合支援法	「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称「障害者総合支援法」)に改題されたもの。
	障害者の権利に関する条約	平成18年12月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。
	障害者優先調達推進法	国などによる障がい者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行は平成25年4月。
	ジョブコーチ	「職場適応援助者」の別称。障がいのある人が一般の職場で就労するにあたり、障がいのある人・事業主及び当該者の家族に対して障がいのある人の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職。

	用語	説明
さ行	成年後見制度	認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申し立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
た行	地域包括ケア	障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。 介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。
な行	ネットワーク	様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態をいう。また、そのようなことをめざした、社会的・組織的つながりのこと。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。
	ピアサポート	同じような立場の人による対等なサポートを意味する。同じような障がいを持つ人やその家族などが相談相手となり、助言や支援を行う活動のこと。
	避難行動要支援者名簿	高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、自治体による作成を義務づけること等が規定された。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
	ボランティア	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することをいう。その内容・形態は多様となっている。
ま行	民生委員児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員をかね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
や行	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。
ら行	リハビリテーション	障がいのある人が社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的・職業的な復帰訓練も含まれる。

2. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成 20 年 10 月 10 日告示第 42 号)

改正 平成 25 年 3 月 12 日告示第 11 号

(設置)

第 1 条 町が行う障害者の福祉に関する基本的な施策の計画を策定するにあたり、関係団体等から意見を聴取し、審議するため豊郷町障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく障害者計画策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく障害福祉計画策定に関すること。
- (3) その他前条の設置目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 委員会は、8 人以内の委員をもって構成し、次の各号に掲げる区分に従い、これを代表する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉・就労・教育に関し学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命した日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、議事に関して必要があると認める場合は、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月12日告示第11号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3. 策定経過

日時	内容
平成 29 年 9 月 11 日（月）～ 平成 29 年 9 月 25 日（月）	障がいのある方の福祉に関するアンケート調査
平成 29 年 11 月 8 日（水）	第 1 回豊郷町障害福祉計画等策定委員会 ○委員長・副委員長の選任 ○計画策定の趣旨 ○豊郷町の障がいのある人の現状 ○アンケート調査結果の報告 ○今後の進め方
平成 29 年 12 月 1 日（金）～ 12 月 13 日（水）	事業所・団体ヒアリング
平成 30 年 1 月 16 日（火）	第 2 回豊郷町障害福祉計画等策定委員会 ○現行計画の評価について ○豊郷町第 3 次障がい者基本計画、第 5 期障がい福祉計画・ 第 1 期障がい児福祉計画の骨子案について
平成 30 年 2 月 14 日（水）	第 3 回豊郷町障害福祉計画等策定委員会 ○豊郷町第 3 次障がい者基本計画、第 5 期障がい福祉計画・ 第 1 期障がい児福祉計画の素案について

4. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏名	所属	部門
委員長	浅居 茂	社会福祉法人あすなろ福祉会	障害福祉サービス事業に従事する者
副委員長	楠 稔	豊郷町手をつなぐ育成会	地元団体（療育）
委員	岸田 雅信	滋賀県立甲良養護学校	児童関係
委員	石澤 英明	社会福祉法人とよさと	地元サービス事業者、相談事業所
委員	山瀬 通範	湖東地域障害者就業・生活支援センター	就労関係
委員	角野 光弘	社会福祉法人青い鳥会	重症心身障がい児・者
委員	西山 正藏	豊郷町身体障害者更生会	地元団体（身体）

豊郷町第3次障がい者基本計画、
第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画

豊郷町 保健福祉課

〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地
T E L : 0749-35-8116 F A X : 0749-35-4588

平成 30 年 3 月